
平成25年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

平成25年3月6日 (水曜日)

議事日程 (1)

平成25年3月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 行政報告について
- 第4 議案第3号 芦屋町特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第5 議案第4号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第5号 芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第6号 芦屋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第8 議案第7号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第8号 芦屋町観光まちづくりビジョン策定委員会設置条例を廃止する条例の制定について
- 第10 議案第9号 芦屋町環境審議会設置条例の制定について
- 第11 議案第10号 芦屋町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第11号 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第12号 芦屋町地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第14 議案第13号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第15 議案第14号 芦屋町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第15号 芦屋町道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 第17 議案第16号 芦屋町道路の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 第18 議案第17号 河川道路敷地及び町有土地水面使用料及び占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第18号 芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

- 第20 議案第19号 芦屋町人権教育・啓発推進会議設置条例の制定について
- 第21 議案第20号 芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第21号 芦屋町立芦屋釜の里基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第23 議案第22号 平成24年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）について
- 第24 議案第23号 平成24年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第25 議案第24号 平成24年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第26 議案第25号 平成24年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について
- 第27 議案第26号 平成24年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第3号）について
- 第28 議案第27号 平成24年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算（第1号）について
- 第29 議案第28号 平成24年度芦屋町病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第30 議案第29号 平成24年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第31 議案第30号 平成25年度芦屋町一般会計予算について
- 第32 議案第31号 平成25年度芦屋町国民健康保険特別会計予算について
- 第33 議案第32号 平成25年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第34 議案第33号 平成25年度芦屋町国民宿舎特別会計予算について
- 第35 議案第34号 平成25年度芦屋町給食センター特別会計予算について
- 第36 議案第35号 平成25年度芦屋町訪問看護特別会計予算について
- 第37 議案第36号 平成25年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算について
- 第38 議案第37号 平成25年度芦屋町病院事業会計予算について
- 第39 議案第38号 平成25年度芦屋町公共下水道事業会計予算について
- 第40 議案第39号 平成24年度芦屋町公共下水道事業会計資本剰余金の処分について
- 第41 請願第1号 平成25年度特別養護老人ホーム整備事業における芦屋町長提出の意見書取り下げ及び不採択等の意見書提出を求める請願書
- 第42 発議第1号 「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書について
- 第43 発議第2号 県として住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書について
- 第44 発議第3号 住宅リフォーム助成制度の創設を求める決議について

【 出 席 議 員 】 (13名)

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 福田 雅代

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 松田義春 総務課長 小野義之
企画政策課長 中西新吾 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司
税務課長 縄田孝志 環境住宅課長 入江真二 住民課長 武谷久美子
福祉課長 吉永博幸 地域づくり課長 松尾徳昭 学校教育課長 岡本正美
生涯学習課長 本田幸代 病院事務長 森田幸次 競艇事業局次長 大長光信行
事業課長 藤崎隆好 管理課付課長 濱村昭敏

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから平成25年芦屋町議会第1回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、3月6日から3月19日までの14日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、2番、内海議員と11番、益田議員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第3. 行政報告について

○議長 横尾 武志君

日程第3、行政報告についてを議題といたします。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

○町長 波多野茂丸君

おはようございます。平成25年芦屋町議会第1回定例会の議案上程前に、平成24年芦屋町議会第4回定例会以降における行政の出来事について、報告させていただきます。

まず1点目は、遠賀中間地域障害者支援協議会の設立についてです。

遠賀中間地域障害者支援協議会は、障害者などへの支援体制の整備を図ることを目的に設立するもので、遠賀郡4町及び中間市において協議が整ったことにより、本町においても24年12月25日に共同設立の方針を決定しました。25年度からの協議会設置により、地域における障

平成25年 第1回 芦屋町議会定例会（第1日）

害者支援の課題の情報共有、関係機関の連携などにより、障害者福祉の増進が図られていくことになります。

2点目は、災害時の応援に関する協定の締結についてです。

12月27日、災害時における生活必需物資などの供給について、民間企業などとの間において防災協定の締結を行いました。大規模災害が発生した場合、食料、生活必需品、資機材などの不足から、住民生活に多大な支障が生じることが予想されます。このため、日用品などの物資やレンタル機材の供給を受け、住民生活の早期安定を図ろうとするものです。

また、津波発生時における津波避難ビルとして、第二緑ヶ丘団地の10階建て施設を使用させていただき、一人でも多くの命を守ることができるよう協定するものです。協定締結企業は、株式会社ナフコ西若松店、太陽建機レンタル株式会社北九州西支店、日本鑄鍛鋼株式会社、株式会社あしやライフの4社でございます。

3点目は、消防出初式についてです。

1月13日、遠賀郡4町合同の消防出初式を遠賀総合運動公園で開催しました。寒風吹きすさぶ中、坂尾団長以下81名の消防団員の士気は高く、分列行進、消防活動展示など、統制ある団体行動や規律正しい団員の動作に、頼もしく感じたところでございます。

なお、昨年の火災件数は11件で、前年と同様の火災発生件数ではありますが、火災により2名の方がお亡くなりになりました。安全安心な町づくりへ向けて、より一層、防災防火意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

4点目は、成人式の開催についてです。

1月14日、成人の日に第60回芦屋町成人式をとり行い、「自分への挑戦の気持ちをしっかりと心に刻んで、きょうから新たな一歩を進んでほしい」と祝辞を述べさせていただきました。新成人130名の門出を議員の皆さん、恩師、そして地域の方々が参列、お祝いし、新成人は力強い一歩を踏み出したものと存じます。

5点目は、遠賀川流域宣言の日、流域一斉清掃についてです。

1月19日、芦屋町地区衛生組織主催による河川、海岸の地域一斉清掃を行いました。厳しい寒さの中、3,120キログラムのごみを回収することができ、町民の多くの皆さんの活動に感謝を申し上げたいと存じます。

この一斉清掃は、遠賀川の水質汚濁やごみの不法投棄を解決するため、24年1月22日に、国、県、そして遠賀川流域22市町村の首長が一堂に会し、遠賀川流域宣言が発せられました。遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会では、1月22日を遠賀川流域宣言の日と定め、遠賀川流域市町村の住民、各種団体、行政職員が一体となって取り組む一斉行動を計画し、実施されたものです。

6点目は、芦屋町人・農地プランの策定についてです。

「人・農地プラン」は、地域農業の高齢化や担い手不足が心配される中、5年後、10年後に誰がどのようにして農地を集積し、農業を進めていくのかという素案を栗屋地区、大城地区、山鹿地区において作成しました。

1月31日、芦屋町人・農地プラン検討委員会において、3地区から提出された人・農地プラン素案について審査・検討を行い、各地区のプランについて承認されました。今後、各地区のプランに沿って進めていき、地域の状況が変わった場合には、随時見直しを行ってまいります。

7点目は、財団法人芦屋町開発公社の解散についてです。

開発公社は、かつての民法により昭和47年に設立され、山鹿東部丘陵地の用地取得、開発、売却、また、所得制限外住宅の建設、維持管理、公共用地の先行取得などを行ってまいりました。しかしながら、土地価格の下落傾向が続く中、先行取得する必要性が極めて低いことなどから、平成12年度以降、事業は行っていません。

また、芦屋町には土地開発基金が設置されており、民間活力が醸成された現在では、開発公社の担う役割はありません。さらに、公益法人制度の改革もあり、芦屋町開発公社は、平成25年2月1日をもって解散といたしました。今後は、清算人会に事務を引き継ぎ、残余財産の町への帰属、清算終了の届け出などを行ってまいります。

8点目は、芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会の開催についてです。

1月24日、第2回目の協議会を開催し、芦屋海岸の砂が堆積している状況や芦屋基地滑走路付近の侵食箇所、柏原西海岸の侵食の状況について現地確認を行いました。また、2月21日、第3回目の協議会を開催し、岡垣町の矢矧川から汐入川にかけての侵食の状況や波津海水浴場周辺の砂の堆積状況の現地確認を行い、それぞれの原因などについて意見交換を行っております。今後も、継続した協議、活動を進めてまいります。

9点目は、第2次男女共同参画推進プランの策定についてです。

第2次男女共同参画推進プランの素案について、パブリックコメントを実施した結果、意見などはありませんでしたので、素案の内容から変更なく、2月12日に計画として決定いたしました。議員各位には、この計画書を報告し、25年度から計画に基づいて、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

10点目は、芦屋町人権教育・啓発基本計画の策定についてです。

人権教育・啓発基本計画の素案について、パブリックコメントを実施した結果、意見などはありませんでしたが、策定委員会で素案の一部見直しを行い、2月12日に計画として決定いたしました。議員各位には、この計画書を報告し、25年度から計画に基づいて、お互いが尊重されるまちづくりの実現に向けて取り組みを進めてまいります。

平成25年 第1回 芦屋町議会定例会（第1日）

1 1点目は、高齢者福祉施設等整備に係る福岡県の審査結果についてです。

高齢者福祉施設等の整備につきましては、福岡県に対し、24年11月23日付で芦屋町から協議書を提出していました。しかしながら、25年2月22日付文書で、25年度の整備の対象としない旨の審査結果が届きましたことを報告させていただきます。今後は、再度、福岡県と協議を行い、改めて同様の整備枠を要望することを考えております。

1 2点目は、かなや公園についてです。

芦屋町周辺環境整備事業の一環として、整備を進めております「かなや公園」が3月に完成します。この地がかつて「芦屋釜」を鑄造した場所であったことや唐津街道の宿場として栄え、芦屋千軒関千軒と言われた歴史などを紹介する看板、あずまやなどを設置します。

また、「かなや公園」の名称につきましては、公募を行い、金屋区の皆さんの選考により決定したものでございます。

1 3点目は、芦屋町観光基本構想の策定についてです。

基本構想は、芦屋町の観光振興を図っていくための基本理念や基本方針、基本戦略を掲げています。基本計画では、基本戦略による17の基本施策と具体的な取り組み事項を掲げ、施策の中で優先順位の高い事業として4つのリーディングプロジェクトに取り組むこととしています。

現在、パブリックコメントを実施し、その意見の検討を行っているところであります。構想ができましたら、議員各位に報告するとともに、25年度から構想に基づいてリーディングプロジェクトに取り組んでまいります。

1 4点目は、夏井ヶ浜海岸崩落防止対策についてです。

崩落や侵食が激しく、崖の後退により危険な状況となっている夏井ヶ浜海岸の対策については、20年度から福岡県に対し要望しておりました。対策工事の実施には、この地域の一部を海岸保全区域として指定する必要があるため、県と調整を進めてまいり、このほど事前協議が整いましたので、3月末までに福岡県による海岸保全区域指定の公示が行われる予定です。ついては、25年度から対策工事の具体的な内容など、進められていくものと考えております。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で行政報告は終わります。

○議長 横尾 武志君

日程第4、議案第3号から日程第44、発議第3号までの各議案については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、請願の紹介議員及び発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

本日から平成25年度の諸議案の審議をお願いするわけですが、各議案の提案理由の説明の前に、施政方針の一端を申し述べ、議員各位と住民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が町長に就任して7年目を迎えます。2期目のマニフェストでは、「皆さんと共に創る芦屋町」を基本理念に、「芦屋町ステップアップ宣言」として7項目の将来ビジョンを上げております。この実現につきましては、議員各位と住民の皆さんの意見を伺いながら、できることは着実に進め、時間のかかるものについては町の実施計画に計上して進めております。

24年度を振り返りましても、乳幼児・子ども医療制度を、通院は小学校3年生まで、入院は中学校3年生まで無料化の拡大。学校耐震化の100%達成。また、教育では、小学校4年生まで35人学級や芦屋型小中一貫教育・連携事業、さわやかプロジェクトを初めとした取り組みで、子どもたちの学力向上、規範意識の形成に努め、全国学力テストにおいては、多くの教科・領域で国、県の平均を上回ることができました。

人権啓発関係では、人権教育・啓発基本計画と第2次男女共同参画推進プランを策定。高齢者の介護予防や権利擁護など総合相談窓口として、役場内に地域包括支援センターを設置。

安心安全な取り組みとしては、自主防災の組織化と地域防災計画の見直し、また、消防団活動の支援として、第2分団車庫の建てかえも行っています。

観光では、夏井ヶ浜はまゆう公園がオープンし、恋人の聖地に認定されたほか、観光基本構想を策定。公園では、芦屋橋左岸側に「かなや公園」を整備するほか、国土交通省による「水辺の里やまが」の利用開始と「遠賀川魚道公園」の整備が進みました。

船頭町駐車場跡地に中心市街地のにぎわいづくりのための核となる店舗が開業し、住民の皆さんの利便性の向上が図られました。

また、競艇事業では、ミニボートピア嘉麻がオープン、電話投票の拡大にも取り組み、一般会計へ2億円の繰り入れができました。

昭和47年に設立した財団法人芦屋町開発公社は、行政報告で申しましたように、本年2月1日をもって解散としています。

24年度におきましては、これらのほかにもさまざまな事業に取り組んでまいりましたが、これも住民の皆さんを初め、議員各位のご理解、ご協力のたまものと感謝申し上げる次第でございます。

さて、ところで、国においては昨年末に政権交代があり、新政権は年明けに景気浮揚とデフレ脱却を図るため、「大胆な金融緩和」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」という3本の矢で経済再生を打ち出しました。このため、成立した平成24年度補正予算、審議中の新年度予算に反映されていますが、政権交代に伴う各種制度の見直しの方向性、新制度創設や各種補助事業創設などは、いまだ不透明なものが多い状況です。

芦屋町においては、地方税の伸び悩みと社会保障関係経費の増大により、厳しい財政状況が続いていますが、住民福祉の維持向上を図りつつ、国の経済対策に歩調を合わせ、地域住民の雇用促進など、地域経済の活性化を図るための対策が求められています。

また、芦屋町を含む基礎的自治体を取り巻く情勢につきましては、地方分権改革に基づく関係法律の整備により、県が持つ権限の市町村への移譲を初め、政省令の義務づけや枠付の見直しなどが進んでいます。

このような状況にあって、今後はみずからの判断と責任による迅速な行財政運営が求められてくることになり、さらに、多様化、高度化する住民ニーズにも応えるために、住民の皆さんとの協働によるまちづくりが今以上に必要になってきます。

25年度の主要な施策は、「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」を将来像に掲げた第5次総合振興計画の3年次として、芦屋町のさらなるステップアップのため、町政運営に全責任を持って当たってまいります。

それでは、第5次芦屋町総合振興計画の前期基本計画に掲げる第1章からの構成に基づき、説明申し上げます。

第1は、住民とともに進めるまちづくりでございます。

芦屋町では、「芦屋町住民参画まちづくり条例」を施行し、積極的な行政情報の公表、職員の意識改革の取り組み、住民参画機会の提供など、協働のまちづくりに向けた取り組みを進めてきました。今後も、町と住民がお互いの情報を共有し、それぞれの責務と役割のもと、豊かで暮らしやすい協働のまちづくりの実現に向け、推進してまいります。

また、住み続けたいまち、暮らしやすい地域づくりのためには、住民同士のコミュニケーションを高める自治区の活動が大変重要です。

そのため、自治区活性化事業交付金による財政的な支援を行うとともに、自治区活性化促進会

議などを通じ、自治区加入率向上に向けた取り組みや自治区活動の支援などを引き続き進めてまいります。さらに、町職員が地域活動への支援を行う取り組みの具体化を行い、職員と地域の協働のパワーアップを図りたいと考えています。

ボランティア活動センターは、団体や個人への情報と交流の場の提供など活動支援を行っており、登録団体数が43団体、個人登録者が25人とふえています。今後も、誰もがボランティア活動に参加できる仕組みづくりの構築や事業内容を充実させ、ボランティア支援を推進してまいります。

さらに、青少年育成事業にも取り組んでおり、福岡県教育委員会から実績を認められ、24年度から3カ年計画で委託を受けて実施する「子ども社会力育成塾」の2カ年目として、子どもボランティアの育成も進めていきます。

航空自衛隊芦屋基地との協力関係は、年々進んでいるものと考えております。基地と町の連携強化をさらに図り、相互が連携して展開できる取り組みの拡充を25年度も継続してまいります。

第2は、「安全で安心して暮らせるまちづくり」でございます。

住民の皆さんの生命と財産を守る防災については、「芦屋町地域防災計画」を24年度に修正しました。これは、国の防災基本計画の修正と福岡県地域防災計画の修正に対応したもので、災害時の被害を最小化する減災の考え方を、芦屋町の防災の新しい基本的な考え方として、地域防災力の強化を図りつつ、情報収集、伝達体制、避難体制の強化に取り組むものです。

25年度につきましては、修正した計画の推進として、現在、24ある自主防災組織の地域での防災訓練、災害時の連絡網の整備や避難誘導などの活動を進めています。また、組織化されていない自治区での自主防災の設立支援に取り組んでいきます。

消防の充実につきましては、消防訓練、県消防学校入校などによる団員の資質向上、また、団員確保に努めていきます。

防犯対策や交通安全対策につきましても、住民の皆さんの協力を得ながら、運動や啓発に取り組み、安心・安全のまちづくりを進めてまいります。

第3は、「子どもがのびのびと育つまちづくり」でございます。

芦屋の子どもは芦屋で育てる。このことを基本に、教育力ナンバーワンの町を目指すため、学校教育につきましては、「小学校4年生までの35人学級」、中学校3年生を対象とした放課後特別授業の「イブニングスタディ」、町内の小中学校の指導内容につながりを持たせたカリキュラムの作成や教員連携を目的とします「芦屋型小中一貫教育・連携事業」を初めとした学力向上、規範意識を形成するための「さわやかプロジェクト」なども引き続き行い、子どもたちに確かな学力と豊かな心が身につくよう取り組んでまいります。

発達障害などのある幼児、児童、生徒を早期に発見し、適切な支援を行う特別支援教育につき

ましても、引き続き保育所や幼稚園などとも連携して取り組んでまいります。

また、小中学校の施設整備につきましては、24年度で全ての学校の耐震化が完了し、児童・生徒が安心して学べる環境が整いました。25年度は、芦屋中学校におきまして、屋内運動場の防水工事に着手し、27年まで校舎の防水工事を計画的に実施します。

老朽化が進んでおります給食センターにつきましては、26年度からの建てかえ工事を目指し、24年度に引き続き、基本設計及び実施設計を行ってまいります。

子どもたちの健やかな成長と子育て中の親の育児不安などを解消するための拠点施設として開設しました「子育て支援センター・たんぼぼ」は、年間利用者が約7,000人おられます。利用しやすい事業メニューの充実と、25年度も引き続き、山鹿公民館での月1度の出前子育て支援センターを開設し、山鹿地区にお住まいの子育て世代に対しても、利用者拡大を図り、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

また、小学校下校時からと夏休みなどの学校休業日に、3小学校校区で開設しています学童クラブにつきましては、対象児童の上限を小学校4年生から6年生までに拡大し、より充実した子育て支援を行います。

町立緑ヶ丘保育所の運営につきましては、民間活力を導入し、子育て支援までも担えるよう検討と手続を進めてまいります。

第4は、「いきいきと暮らせる笑顔のまちづくり」でございます。

高齢者福祉、障害者福祉につきましては、芦屋町高齢者福祉計画及び芦屋町障害福祉計画により、誰もが安心して生き生きと暮らせるよう支援の充実を図っていきます。また、住民や福祉団体、行政などがそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせられる関係をつくり、地域の支え合いによる福祉を目指すための芦屋町地域福祉計画について、24年度に引き続き策定を進めます。

障害児の自立促進と保護者の負担軽減を図ることを目的に、放課後等児童デイサービスを10月から開所する予定です。これは、あらかじめ登録のあった18歳までの児童・生徒を対象に、平日の放課後と夏休みなどの学校休業日に活動の場を提供するもので、芦屋小学校の空き教室を利用します。

健康づくりにつきましては、妊娠中から指導が必要な妊婦訪問や乳児の全戸訪問、特定健診対象者への訪問、がん検診で要精密検診者への全員訪問など、訪問活動を充実させます。また、特定健診、がん検診の受診率向上のための取り組みを初め、住民の健康づくりを支援するためのデータ集約化を図る「健康管理システム」を導入して、効果的な健診の奨励を行うなど、住民の皆さんの健康づくりを支援していきます。

昭和51年に開設された芦屋中央病院は、施設や設備などで老朽化が著しくなっております。

平成25年 第1回 芦屋町議会定例会（第1日）

また、地域医療確保の観点から、超高齢者社会を迎える中で、地域医療を支える重要な役割を果たす責務があります。さらに、地域防災の観点からも、災害時における医療救護活動の拠点として、その役割を果たさなければなりません。このため、将来にわたり必要な地域医療を確保し、提供し続けなければならないため、移転建てかえの方針を決定しました。現在、経営形態検討委員会の答申を踏まえた「基本計画」を策定中であります。この計画の中間報告といたしまして、議会や住民の皆さんに意見を求めたいと考えております。

また現行の経営でも、最新の医療機器の導入や老朽化した医療機器の更新、医師の確保に努めるなど、住民の皆さんから信頼される病院となるよう目指してまいります。

第5は、「活力ある産業を育むまちづくり」でございます。

農業の振興につきましては、地域農業のマスタープランである芦屋町人・農地プランの運用及び更新をするとともに、農業経営の安定化のため、担い手への機械導入の支援を行い、用水路などの農業基盤整備も進めてまいります。美しい景観づくりも目的とした「レンゲ・菜の花の種子助成」も、引き続き実施してまいります。

漁業の振興につきましては、柏原漁港の周辺環境整備事業として、漁業者及び観光客、一般利用者の利便性が向上する取り組みを、遠賀漁業協同組合と協議しながら計画的に進めてまいります。25年度は、堂山地域における漁業エリアと海洋レクリエーションエリアを区分する、柏原漁港周辺産業・環境整備実施設計を行います。

また、柏原漁港区域内の漁場悪化による藻場の再生につきましては、国、県とともに、引き続き遠賀漁業協同組合に支援を行ってまいります。

商工業の振興につきましては、船頭町駐車場活用事業で、核となる商業施設が開業しました。24年度に実施しましたコミュニティー活動状況調査では、「商店街などの中心市街地の整備」で、前回の調査より今回の調査の満足度が高くなっています。今後は、周辺店舗の活性化につながっていくよう期待しています。

また、商工会が実施します地域振興券発行事業に加え、リフォームなどに対応する高額商品券発行事業への支援、商工会の運営支援などを行い、商工業の振興を図ってまいります。

観光の振興につきましては、芦屋町観光基本構想を策定しましたので、25年度から3年以内に重点的に取り組む「リーディングプロジェクト」として、観光協会、商工会、行政が事務局となり、住民、観光事業者、農漁業者、商工業者と一体となった、観光まちづくりを推進する場を整えていきます。また、ロゴマークの製作、効果的かつ積極的な情報発信、グルメ開発など、芦屋町のイメージアップと集客につながる取り組みを進めてまいります。

「国民宿舎マリンテラスあしや」につきましては、観光客誘致の拠点の一つでもあり、設備類の更新や内部改修など、25年度から計画的に着手します。海浜公園につきましては、芝生広場

のネーミング募集や計画的な遊具設置とあわせ、レジャープールアクアシアンの計画的な整備などを行ってまいります。

風光明媚な夏井ヶ浜地域については、一帯的な整備の検討を進め、芦屋釜風呂跡地の有効活用についても検討を重ねてまいります。

また、実行委員会が主催する「花火大会」を初め、各種団体やグループの皆さんの手づくりによる「祭りあしや」などのイベント支援を通して、活力あるまちづくりを進めてまいります。

第6は、「環境にやさしく、快適なまちづくり」でございます。

ごみの資源化、減量化をより一層進めるため取り組んでまいります。このため、行政、住民、事業者がそれぞれの役割のもと、環境の保全に関する基本事項を定め、環境に配慮した取り組みができるよう、「芦屋町環境基本計画」を策定します。また、資源物の集団回収を初め、徹底したごみの分別、段ボールコンポストの購入助成と啓発活動など、住民の皆さんや事業所に協力をいただきながら、ごみの資源化や排出量の抑制など「循環型社会」の推進に努めてまいります。

新たに、地球温暖化防止対策の一環として、自然エネルギーの利用を促進するため、太陽エネルギーを利用した住宅用発電システムを設置する方に対し、補助金を交付する制度を新設します。

公園や緑地につきましては、24年度の振り返りでも述べましたが、「かなや公園」や「水辺の里やまが」、「遠賀川魚道公園」の整備が進みましたので、地域の方々の憩いの場となるよう期待しています。また、健康づくり支援の一つとして、適度な運動を日々の生活の中に取り入れやすくするため、健康遊具を公園などに計画的に設置する事業に着手します。

定住化を促進し、活力あるまちづくりを推進するため、町内に戸建て住宅を取得した方に奨励金を交付する事業を新設します。25年からの事業として、新たに固定資産税が課税された年度から3年間、固定資産税相当額を交付するものですが、奨励金の交付は翌年以降となるため、26年度から予算計上します。

町営住宅につきましては、24年度から10カ年を計画期間とする「芦屋町営住宅長寿命化計画」を策定しました。この計画に基づき、緑ヶ丘団地のエレベーター設置事業に着手するほか、町営住宅の管理戸数の適正化、施設の改修などを進めてまいります。

道路につきましては、町管理の道路橋が22橋あります。24年度にこの「橋梁長寿命化計画」を策定しましたので、損傷度などからの優先順位に基づき、計画的な改修に着手します。25年度は、3橋の改修実施設計を行います。また、身近な生活道路についても、快適な環境を維持するため、計画的に整備を行ってまいります。

バス交通につきましては、はまゆう路線を4月1日から、芦屋タウンバスが運行いたします。今後も、「芦屋町地域公共交通確保維持計画」により、住民の皆さんの日常生活における移動手段である地域公共交通の確保、維持を推進してまいります。

下水道につきましては、下水道普及率が全国トップクラスの99.9%であり、今後も効率的、効果的な下水道事業を維持管理するため、引き続き下水道管渠、浄化センターや各ポンプ場の長寿命化事業を推進してまいります。

芦屋海岸の飛砂対策については、県による港湾計画の変更と臨港地区の指定があり、町においても、新たに生じた土地の確認と町の区域変更が議決されましたので、県による「里浜づくり事業」が具体的に進むものと考えていますが、引き続き砂の除去も要望してまいります。

また、海岸侵食と漂砂による堆積の問題については、芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会により、管理者である県への要望を取りまとめていくことになっています。

航空機の騒音につきましては、山鹿地区において、町独自の騒音測定を実施します。実態を把握し、防音対象地域の拡大など、国への要望を行ってまいります。

第7は、「心豊かな人が育つまちづくり」でございます。

生涯学習につきましては、「芦屋町生涯学習基本構想」により、住民の皆さんがいつでも、どこでも学び、学んだ成果が生かされる地域づくりを進めてまいります。芦屋町図書館についても、蔵書の充実、利用者のサービス向上などに取り組み、愛される図書館づくりを進めてまいります。

昨年の町民体育祭は、全自治区が参加する全町挙げての開催となりました。25年度も、引き続き、全町挙げての開催に自治区、各種団体とともに力を合わせ、充実していきたいと考えています。また、スポーツの分野につきましては、「芦屋町スポーツ振興基本計画」により、関係団体と協力しながら、あらゆる世代でスポーツやレクリエーション活動に親しむ環境づくりを進めてまいります。

生涯学習やスポーツの活動拠点となる公民館や社会体育施設は、誰でも利用しやすいように、トイレ改修などの整備も進めます。

人権教育・啓発の推進につきましては、芦屋町人権・同和教育研究協議会や関係機関との連携により、「人権まつり」、「人権講演会」などの開催に取り組んでまいります。また、24年度に策定しました「芦屋町人権教育・啓発基本計画」、「第2次芦屋町男女共同参画推進プラン」により、総合的かつ計画的な取り組みと男女共同参画社会の実現を進めてまいります。

芦屋釜の復興事業では、工房鋳物師2名のうち1名が、16年の技術習得期間を終え、25年度より独立します。芦屋釜復興の取り組みや鋳物師の独立を周知するため、情報発信を強化します。あわせて、後継鋳物師への技術の継承を図ります。

県指定天然記念物である、はまゆう群生地は、毎年、開花時期に多くの観光客が訪れています。この群生地の保護と周辺の安全性を高めるために、整備を行います。文化芸術では、中央公民館内のギャラリーなどで、特別展や文化団体による利用促進、ワークショップなどを開催し、住民の皆さんの文化活動を支援してまいります。

国際交流につきましては、グローバルな視野を持って行動できる人材育成のため、オーストラリアの高校生の受け入れによる国際理解教育を促進するとともに、関係団体への支援などを通じて、国際交流活動を推進してまいります。

「計画の実現に向けて」でございます。

以上、第5次芦屋町総合振興計画、前期基本計画7章にかかわる25年度の主要な施策について説明申し上げましたが、これら主要な施策を実現するために必要な取り組みについてもあわせて説明申し上げます。

行財政運営につきましては、第3次行政改革大綱に基づいて17年度から取り組んでいます行財政改革により、23年度決算においても基金を積み増すことができ、町財政について改善の成果があらわれています。しかしながら、日本経済の先行きが不透明であり、26年度からの消費税の増税なども懸念され、今後の財政運営に影響が及ぶことも想定されます。このため、26年度までを計画期間とします集中改革プラン第2ステージに基づく行財政改革を確実に進め、限りある財源を効果的に活用し、最小の経費で最大の効果を発揮する行政運営を行ってまいります。

また、町の歳入の根幹となる住民税や固定資産税を初め、住宅使用料や保育料などの各種使用料の徴収率向上に向けた取り組みについては、関係部署による徴収担当連絡調整会議を充実させ、連携や徴収率向上に向けた取り組みを強化していきます。

遊休地となっています、大君ごみ焼却場跡地への大規模太陽光発電施設の誘致の検討と手続を進め、財源確保に取り組むたいと考えています。

競艇事業につきましては、モーニングレース実施に伴う電話投票の売上向上や、ボートピアなど場外舟券発売所の増設などによって着実に経営改善が進められており、また、本年12月には賞金女王決定戦も開催されることから、25年度におきましても一般会計への繰出金を2億円計上しています。今後とも、競艇事業の目的でございます地方財政への寄与のため、売り上げ増に向けた取り組みを進めてまいります。

業務効率化を目指して、「北部九州情報化推進協議会」による電算の基幹系システムの共同利用を進めていきます。これは、同じシステムを導入する自治体で、機器の共同利用と業務の標準化をすることにより、経費の軽減とシステムの安定稼働、情報の保護が図られていくこととなります。

職員の資質向上については、職員研修制度の一層の充実を図るほか、26年度からの本格稼働を目指して、目標管理制度と人事評価制度を構築しています。これは、職員個々のレベルアップによる組織の活性化が目的で、より充実した町政の運営につなげていく所存です。

最後に、町民力、地域力、職員力の向上に取り組むとともに、私自身も、町政運営につきましては、常に一步前を目指し、スピード感を持って、現場主義を貫きたいと考えています。

以上、25年度の施政方針を述べさせていただきました。

これら施策や課題に対しては、全力で取り組んでまいりたいと考えております。つきましては、議員各位と住民の皆さんのご協力とご理解を心からお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第3号の芦屋町特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定につきましては、政府の地方公務員に対する国家公務員に準じた給与等の引き下げ要求を受け、常勤特別職の給料月額を平成25年度に限り10%を減額するための特例条例を制定するものでございます。

議案第4号の芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職職員及び企業職員の持ち家に係る住居手当の支給について、段階的に引き下げを行い、平成27年度に廃止するため改めるものでございます。

議案第5号の芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、国の退職手当改正を踏まえ、芦屋町においても基本額に乗じる調整率を段階的に引き下げるとともに、退職理由及び勤続年数にかかわらず適用させるため改めるものでございます。

議案第6号の芦屋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、国から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令された場合、芦屋町対策本部を設置し、対応に当たるために条例を制定するものでございます。

議案第7号の芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、土地台帳及び家屋台帳とも、登記簿に記載された事項について、有料にて閲覧に供することができるよう改めるものでございます。あわせて、手数料の減免規定に関して、所要の規定の整理を行うものです。

議案第8号の芦屋町観光まちづくりビジョン策定委員会設置条例を廃止する条例の制定につきましては、芦屋町観光基本構想策定に伴い、平成15年度に制定した芦屋町観光まちづくりビジョン策定委員会設置条例は不要となることから廃止するものでございます。

議案第9号の芦屋町環境審議会設置条例の制定につきましては、芦屋町の環境の保全に関して、環境基本法第44条の規定に基づき、基本的事項を調査審議するための審議会を設置するものでございます。

議案第10号の芦屋町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国が一律に規定していた、公園、公園施設の設置基準や特定公園施設のバリアフリー基準が、地方公共団体の条例に委任されたことに伴い、必要な事項を定めるものでございます。

議案第11号の芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公営住宅法の一部改正に伴い、整備基準及び収入基準について、条例で定めることとなったため

改めるものでございます。

議案第12号の芦屋町地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、基金額も減少し、設置当初の目的も達成されていることから本基金を廃止するものでございます。

議案第13号の地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、法律名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されることから、関係条例中の障害者自立支援法に関する規定を改めるとともに、所要の規定の整理を行うものでございます。

議案第14号の芦屋町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子育て支援センターの管理運営に、平成26年4月から指定管理者制度を導入することを目的に、指定管理に関する条項を追加する改正を行うものでございます。

議案第15号の芦屋町道路標識の寸法に関する条例の制定につきましては、道路法の一部改正に伴い、道路標識の寸法は、省令で定める基準を参酌し、道路管理者である地方公共団体が条例で定めることとなったため、条例を制定するものでございます。

議案第16号の芦屋町道路の構造の技術的基準に関する条例の制定につきましては、道路法の一部改正に伴い、道路の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌し、道路管理者である地方公共団体が条例で定めることとなったため制定するものです。

議案第17号の河川道路敷地及び町有土地水面使用料及び占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、引用部分の号番号を改めるものでございます。

議案第18号の芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準は、政令で定める基準を参酌し、地方公共団体が条例で定めることとなったため、改めるものでございます。

議案第19号の芦屋町人権教育・啓発推進会議設置条例の制定につきましては、人権教育及び人権啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、推進会議を設置するものでございます。

議案第20号の芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、対象年齢の上限をこれまで4年生としていたものを、6年生までに拡大するため改めるものでございます。

議案第21号の芦屋町立芦屋釜の里基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、本年度で基金がなくなるため廃止するものでございます。

次に、補正予算議案でございますが、議案第22号から議案第29号までの平成24年度各会

計の補正予算につきましては、各会計とも年度内の所要見込み額がほぼ確定いたしましたので、最終的に補正するものでございます。

一般会計におきましては、歳入歳出それぞれ2億1,300万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金や町税、地方消費税交付金を増額措置したほか、市町村振興協会交付金や福岡県市町村災害共済基金組合解散に伴います返還金を計上しております。

歳出につきましては、国保会計繰出金や病院事業会計3条負担金を増額措置したほか、乳幼児・子ども医療費助成事業基金や職員退職基金、財政調整基金への元金積立金を増額計上しております。また、子ども手当などを含む年度末の所要額確定によります不要額を減額しています。

なお、繰越明許費として、給食センター会計繰出金と芦屋小学校トイレ改修工事を措置しております。

議案第30号から議案第38号までにつきましては、平成25年度当初予算でございますが、予算編成に当たりましては、各会計とも行財政改革の精神を踏まえ、経費の削減に努めるとともに、より一層の財源確保に努め、計画的な事務事業の推進を図ることといたしております。

それでは、各会計の予算総額を100万円単位でご説明いたします。

一般会計が58億3,000万円で1.7%の増、国民健康保険特別会計が18億3,300万円で0.8%の減、後期高齢者医療特別会計が1億9,100万円で1.6%の増、国民宿舎特別会計が1億8,000万円で66.5%の増、給食センター特別会計が2億8,100万円で48.6%の増、訪問看護特別会計が3,000万円で16.7%の増。

モーターボート競走事業会計が、収益的収入では753億2,600万円で6.7%の増、支出では749億8,100万円で6.6%の増、資本的収入では1億1,300円を計上し、支出では7億7,200万円で33.8%の増。

病院事業会計が、収益的収入では20億7,300万円で2.6%の増、支出では21億9,300万円で3.1%の増、資本的収入では1億100万円で55.4%の増、支出では1億6,900万円で32.5%の増。

公共下水道事業会計が、収益的収入では4億5,600万円で3.7%の減、支出では5億100万円で2.2%の減、資本的収入では1億5,200万円で120.5%の増、支出では3億4,000万円で50.6%の増。

以上が予算規模の概要でございます。

次に、各会計の主な歳入、歳出について説明しますと、まず一般会計におきましては、24年度と比較しまして約1.7%増の58億3,000万円の予算規模となっております。

平成25年 第1回 芦屋町議会定例会（第1日）

歳入の主なものは、町税が前年度とほぼ同額の12億円、地方交付税が前年度比1億円増の19億6,000万円で措置したほか、児童手当や障害者の自立支援医療費・給付費に伴います国・県支出金を計上しております。

また、給食センター新築事業に伴います土地購入費として、土地開発基金からの繰入金を予定しているほか、町債につきましては、臨時財政対策債と過疎債で4億3,000万円の借入れを予定しております。

モーターボート競走事業会計からは、収益事業収入として2億円を措置しております。

なお、土地開発基金からの繰入金を除きます実質の不足財源は、前年度比で9,500万円増の2億4,900万円となっております。

歳出の主なものは、総務費関係では、大君ごみ処理場跡地調査委託や戸籍システム改修等業務委託、参議院議員通常総選挙費を計上しております。

民生・衛生費関係では、児童手当や障害福祉サービス給付費を計上したほか、介護保険や後期高齢者医療関係の負担金を措置しております。また、芦屋町環境基本計画策定業務委託や太陽光発電システム設置補助金のほか、航空機騒音調査業務委託を計上しております。

なお、10月から開設を予定しています障害児の放課後等デイサービス事業のため、芦屋小学校で児童デイサービス施設改修工事を計画しています。

農林水産・商工費関係では、水田農業担い手機械導入支援事業補助金や柏原漁港周辺産業・観光整備実施設計委託のほか、マリンテラスあしやのリニューアル事業に伴います国民宿舎特別会計繰出金を計上しております。

土木費では、橋梁長寿命化工事実施設計委託を措置するほか、タウンバスのはまゆう団地までの延長に伴います経費や緑ヶ丘団地4棟エレベーター設置実施設計委託を計上しております。

教育費関係では、引き続き芦屋型小中一貫教育・連携事業や学力向上のためのイブニングスタディ経費を計上したほか、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、芦屋中学校の屋内運動場防水工事のほか、各社会教育施設や社会体育施設のトイレ改修工事を措置しております。

また、過疎債事業として山鹿小学校トイレ改修工事実施設計委託や芦屋中学校理科室給排水改修工事のほか、はまゆう群生地保護整備工事を計上しております。

なお、給食センター新築事業に伴います土地購入に係る給食センター特別会計繰出金も計上しております。

国民健康保険特別会計の主な歳入は、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金などがございます。歳出につきましては、保険給付費、後期高齢者支援金及び共同事業拠出金が主なものでございます。

後期高齢者医療特別会計の主な歳入は、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金など

平成25年 第1回 芦屋町議会定例会（第1日）

でございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものでございます。

国民宿舎特別会計の主な歳入は、指定管理者からの納入金及び一般会計からの繰入金などがございます。歳出につきましては、25年度に予定しております内部改修のための工事請負費及び施設の当初建設に係る起債償還金などが主なものでございます。

給食センター特別会計の主な歳入は、給食費収入及び一般会計からの繰入金などがございます。歳出につきましては、給食センター新築事業費、給食事業費及び給食賄い材料費が主なものでございます。

訪問看護特別会計の主な収入は、事業収入、前年度繰越金でございます。支出につきましては、訪問看護を行います職員の人件費が主なものでございます。

モーターボート競走事業会計につきましては、収益的収入の主なものは、営業収入で、開催収入と場外発売受託事業収入などがございます。開催日数192日は前年度と変わりありませんが、賞金女王決定戦競走及び九州地区選手権競走のG I 競走開催による売り上げ増を見込んでおります。収益的支出の主なものは、営業費用で開催費や場外発売受託事業費、宣伝広告費などを計上しております。資本的支出の主なものは、企業債償還金などを計上しております。

病院事業会計につきましては、収益的収支では、入院診療収入と外来診療収入などの医業収益が主なもので、収益的支出では、人件費や材料費、委託費、減価償却費などを計上しております。

資本的収支では、医療機器購入のための企業債の借り入れを、支出では、医療機器購入費及び起債の償還金などを計上しております。

公共下水道事業会計の収益的収入につきましては、下水道使用料及び一般会計補助金が主なもので、支出では、管渠・ポンプ場・浄化センターの維持管理費、減価償却費、企業債支払い利息、人件費などを計上しております。

資本的収入では、国庫補助金、一般会計補助金、企業債を計上し、支出では、浄化センターの機械・電気設備建設工事を委託、西浜町ポンプ場ほか機械電気設備建設工事委託及び企業債元金償還金などを計上しております。

以上が、当初予算関係でございます。

議案第39号の平成24年度芦屋町公共下水道事業会計資本剰余金の処分につきましては、補助金をもって取得した固定資産の撤去による損失を、資本剰余金で補填するものでございます。

以上、簡単であります但提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わります。

次に、4番、妹川議員に請願第1号の趣旨説明を求めます。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

おはようございます。ただいまから、今議長が申されたような平成25年度特別養護老人ホーム整備事業における芦屋町長提出の意見書取り下げ及び不採択等の意見書提出を求める請願書を読み上げるわけですが、その前にこの請願書が出されるに至った経緯、簡単に申し上げます、この請願者の方は数名いらっしゃるわけですが、その建設予定地であった周辺の地主さんです。請願者はですね。

そして、10月初旬までは農業生産者として自然とともに、そして、自然と厳しい中であって農業生産者としての生計を営んでおられた方、ところが、10月初旬に降って湧いたようにして、特別養護老人ホームの事業者が、数回、地主さんたちにぜひ同意をしていただきたいというようなことを来られました。数人の地主さんに来られたようですが、その地主さんたちは、そういうさまざまな要件で特別養護老人ホームは必要だけれども、この周辺はさまざまな悪い状況である。例えば、そこは鉱害復旧跡地でもあり、また農振地域でもあり、そして、自分たちの生産者としての生計を伴う中で非常に悪い影響が起こるといような趣旨で取り組んでといいましょるか、問題を指摘されてきております。

そういうさまざまな取り組みの中で、県は先ほど町長が行政報告されましたけれど、この特別養護老人ホームについては、審査の対象にならないということで不採択になりました。県に問い合わせをしたところ、今年2月の22日に採択しないと、対象にしないとということで、町は2月の25日に郵送で受け取ったと思います。そして、議会運営委員会が2月28日に行われております。

そして、私たち請願人の方は、私のほうに28日に採択になったということ、初めてそこで知りました。私も請願人である方々に、請願をしたのは2月26日ですから、まだ採択されていないということはわからない状態でした。それで、その際は、8名の請願者がいたのですが、5名の方はもう目的を達成したからもう請願人からおりますということでした。そして、残りの方は、今から読み上げるような内容で、ぜひこの請願を通していただきたいというように書かれたものです。

私は、今、傍聴者にはその請願人の方がいらっしゃいます。そういう思いで私はこの請願書を読んでいきたいと思っております。

芦屋町議会議長、横尾武志様。

平成25年度特別養護老人ホーム整備事業における芦屋町長提出の意見書取り下げ及び採択の意見書提出を求める請願書、請願の趣旨です。

芦屋町に与えられた特別養護老人ホーム80床について、芦屋町長が昨年11月22日に行わ

れた選定委員会の意向を踏まえて、翌11月23日A事業者を推薦事業者として県に意見書を提出しました。

福岡県及び芦屋町の福祉整備上の留意点として、隣接地権者とは道路や水道など隔てた地権者も含むこと、隣接地権者で土地所有者と土地利用者が同一でない場合は、いわゆる小作人のことですが、場合は両方の同意を得ることと定義されているにもかかわらず、A事業者は道路を挟んだ私たち隣接地権者の実態隠しのため、通学路の安全対策のためと称して建設用地内に3カ所にわたって、しかも締切日ぎりぎりに分筆し、分筆した同一名義人を隣接地権者として同意書を町に提出しました。

芦屋町福祉課は、福祉整備上の留意点に反していると知りつつ申請書類を受理し、選考手続きを行ってきました。私たち隣接地権者4名は、昨年12月20日、福岡県高齢者福祉課に出向き、小川知事に芦屋町長提出の意見書を白紙撤回を求める陳情書を提出し、反対の意向を具体的に説明してきました。

本年2月10日には、福岡県高齢者福祉課3名がわざわざ芦屋町中央公民館に赴き、私たち隣接地権者4名のヒアリングを実施しました。このような異常事態は、県下でも前例のないものであると県は認めています。本来ならば芦屋町福祉課が、昨年11月9日の協議書受け付け後、11月22日のプレゼン前に隣接地権者に確認すべき内容であったはずなのです。しかし、町はA事業者から分筆された字図を受理していながら、私たち真の隣接地権者に説明、確認することもなく無視続け、意図的にA事業者を選定委員会に参加させるという職務専念義務違反を繰り返したのです。

このような一連の町の行為は、先祖代々農業を営む私たちの生活権と人権を踏みにじるものであり、到底、許せるものではありません。なりすまし隣接地権者から同意書を得るための分筆行為は、脱法行為であり公序良俗に反し、また特養の精神からも逸脱するものです。

私たち隣接地権者一同は、特別養護老人ホームの必要性を願うものです。しかし、上記のような反社会的行為を行うA事業者を到底、受け入れるわけにはいきません。よって、芦屋町議会は早急な対処を行うよう以下の事項について請願します。

1、芦屋町長が平成24年11月23日付で県知事に提出したA事業者の推薦意見書を直ちに取り下げるよう町長に求めること。

2、福岡県知事に対し、安心して暮らせる特別養護老人ホームの実現のためにも、一日も早く適正な業者を選定する意見書の提出を行うこと。

3、不適切な申請書類と知りつつ協議書を受理し選考手続きを行った福祉課及び意見書を提出した町長に対し、芦屋町議会として真相究明のため早急に対処されること。

この文面を読み上げる中で、県知事に対して意見書を提出されました。そして、高齢者支援課

とも1時間以上話をしました。反対の意向を具体的に話されました。

簡単に申し上げますと、文章にも書いてありますけれど、安心した生活が日照権、車両の増加による交通の危険、騒音、排ガス等により侵害され、また建設予定地は鉱害復旧地域で埋め立てを行っているところでもあり、軟弱のため4階建ての建物建設は重圧がかかり近隣の建物や土地に影響が起きるのではないか、そして、周辺は農業振興地域です。

県に行かれた4名以外の方々については何ら知らされていない、そして、小作をされている農業者がいらっしゃいますが、これについても同意書を、町は受け取っておりません。それから、そういう分筆行為を行ったことは、地元住民の隣接地主の同意が取れなかったと分筆工作を行ったことは、こそくで卑劣な行為であるということを訴えられました。

そして、仮に分筆してその方が隣接地主であったとしても、そして、同意書が出たとしても分筆したところが隣接地権者になったとしても、生活権の侵害の実態は何ら変わらない、そういった分筆が許されるのであれば、本来の隣接地権者は泣き寝入りせろということなのかと、ると説明されました。

もともと今回、県が審査の対象ではないというようなことは、本来ならば今年の11月9日から今年の12月22日にプレゼンがあったはずですから、その前に町が地主さんたちと確認をすれば事足りていたんです。そういう中であって、やはり本当に長い道のりでした。10月初旬から今日まで採択できませんでしたという2月の28日まで地主さんたちは本当に苦しい思いで、長い道のりの中で、こう勝ち取っていったものだろうと思いますが、そういう思いで、私は今地主さんがおられますから代弁して今お話したところです。

それで、項目ですけれども、今採択に1のところですが、不採択になったからもう意見書は取り下げなくてもいいのではないかとのお考えがあるようですが、不備な書類のもとで出された意見書は、瑕疵ある意見書です。取り下げなかったらその意見書の取り扱いは宙に浮いたことになるでしょう。つまり、その瑕疵ある意見書というのは、芦屋町にとっても汚点を残すでしょう。やはり取り下げるべきです。

それから2番目にありますが、一日も早く適正な業者を選定する意見書の提出を行うこと、地主さんたちは町民とともに一緒です。一日も早く特養を開設を待ち望んでおられます。地主さんたちが一番心配しておられるのは、誹謗中傷等がありうるかもしれません。地主たちが反対したから、また特養がだめになったと、あの地主たちが反対したからというような、それを一番おそれられております。私たちは、地主さんはだからこそ、だからこそ、そういう一日も早く適正な業者を選定していただきたいという新たなる意見書を出してもらいたい。

そのことによって、誹謗中傷やそういうことがなくなるのではないかと、少しでも、地主の皆さんの思いが町民の皆様に伝わるのではないかと、何ら地主さんたちのエゴでも何でもありません。

これは、やはり地主さんたちの……。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

はい。

○議長 横尾 武志君

誹謗中傷はないにもかかわらず、そういう発言はいかんではないですか。

○議員 4番 妹川 征男君

いや、誹謗中傷等はあるかもしれません。

○議長 横尾 武志君

それから、あの請願の趣旨説明じゃなくして……。

○議員 4番 妹川 征男君

はい。

○議長 横尾 武志君

討論ではいけませんよ。趣旨説明は……。

○議員 4番 妹川 征男君

はい、わかりました。じゃあもう一つだけ。今のは、誹謗中傷あるかもしれません。あるとは言ってませんけれど。

もう一つは、やはり3番目にありますけれど、やはり降って湧いた地主さんたちにとって、やはりこの今回の特養の申請から今日まで、人としての人権を尊厳を傷つけられ、そして、隣接地権者の誇りを踏みにじられた、そういう苦しむ、そういう中であえて、ぜひこういうことについての原因追究、そして、究明をしていただきたいと、町民の付託を受けた議会人として、その原因は何かを取り組んでいただきたいという趣旨であります。

以上で終わります。よろしく申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で妹川議員の趣旨説明は終わりました。

次に、10番、川上議員に発議第1号から発議第3号までの趣旨説明を求めます。

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。発議第1号の趣旨説明を意見書を朗読いたしまして行います。

「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書。

平成24年6月21日に東京電力原子力事故により、被災した子どもを初めとする住民等の生

活を守り支えるための被災者の生活支援に関する施策の推進に関する法律、以下、原子力事故子ども・被災者支援法というが、議員立法により全会一致で可決成立しました。

この法律は、原子力事故の被災者への幅広い支援策として、被災者の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還を選択する権利の尊重、特に、胎児を含む子どもへの健康被害への未然防止、放射能の影響を調査する健康診断、原子力事故の放射線による被爆にかかわる医療費減免などが盛り込まれ、それらを国の責務において推進することを定めた画期的なものです。

一方、原子力事故子ども・被災者支援法は、理念枠組みのみを規定しており、支援対象地域の範囲、支援施策の内容、自治体との連携、予算措置などの具体化はこれからの課題となっています。

福岡県においても、原子力事故から避難してきた方々が避難生活にかかわるさまざまな困難を抱え生活していますが、法的な支援は限られています。よって、芦屋町議会は国会及び政府が次の事項について早急に実施されるよう強く要請します。

1、原子力事故子ども・被災者支援法第14条に基づき、被災者の意見を十分に反映する措置を速やかにとること。

2、原子力事故子ども・被災者支援法に基づく各種の施策を早期に具体化し、予算措置を講ずること。また、地方自治が行う関連施策に対しても国が支援を行うようにすること。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

続きまして、発議2号、県として住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書の趣旨説明を行います。

住宅リフォーム助成制度は、住民が住宅のリフォームなどを行った場合、その経費の一部を自治体が助成する制度です。住宅の改善を容易にするとともに、地元中小建設業者等の仕事の行使につながり、その経済効果は助成額の十数倍にも上がっています。

この制度は、全国に広がり2012年4月1日現在で秋田県及び広島県、隣の佐賀県と全国の三百数十市町村で実施され、さらに広がり続けています。政令市では相模原市に続き、本県の北九州市が昨年4月から実施しています。

住宅リフォーム助成制度の実施で、地元中小建設業者等の仕事が確保されることにより職人を含む労働者の雇用を守ることできます。さらに、地元中小建設業者等の経営が好転すれば自治体の税収がふえることにもつながります。

また、県内の各市町村は、築40年以上経過した住宅も多く、住宅リフォームを行うことで耐震化や快適な居住空間を促進することになります。今、福岡県内では、今年度中に実施予定の自治体を加えると、約3分の1の自治体が住宅リフォーム助成制度を実施します。県内の住民が等

しくこの制度の恩恵を享受し、本県経済の活性化を促すためには、県の住宅リフォーム助成制度の創設が何よりも求められます。

よって、芦屋町議会は地元中小建設業者等の仕事を確保し、地域経済を活性化するとともに、住民の住宅リフォームへの需要に応えるためにも福岡県の住宅リフォーム助成制度の創設を強く要請します。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

最後に発議第3号、住宅リフォーム助成制度の創設を求める決議の趣旨説明を行います。

住宅リフォーム助成制度は町民が住宅リフォームなどを行った場合、その経費の一部を自治体が助成する制度です。住宅の改善を容易にするとともに、地元中小建設業者等の仕事起こしにつながり、その経済効果は助成額の十数倍にも上がっています。

この制度は、全国に広がり2012年4月1日現在で秋田県及び広島県と全国の330市町村で実施され、さらに広がり続けています。住宅リフォーム助成制度の実施で、地元中小建設業者等の仕事が確保されることにより職人を含む労働者の雇用を守ることができます。さらに、地元中小建設業者等の経営が好転すれば本町の税収がふえることにもつながります。

また、本町は築40年以上経過した住宅も多く、住宅リフォームを行うことで快適な居住環境を促進することになります。

よって、本町議会は地元中小建設業者等の仕事を確保し、地域経済を活性化するとともに、町民の住宅リフォームへの要請に応えるためにも本町の住宅リフォーム助成制度を速やかに実施するよう決議します。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で川上議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。再開は12時10分からいたします。

午後0時03分休憩

.....
午後0時10分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第5号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

芦屋町一般職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、提案理由の説明を見ますと、国の退職手当改正を踏まえ、芦屋町においても基本額に乗じる調整率を段階的に引き下げるといふふうになってますが、これを具体的に、例えばこの法律が実施される中で定年退職までおられたとすればどのくらい減額されるか、それぞれの人の役職によって立場によって違うでしょうけど、そういった点で目安がわからないので、どのくらいになるのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

退職手当の改正につきましては今は調整額というのがございまして、これが今は定年退職35年以上の方で100分の104という調整額がございまして、基本的には57月というのが退職金の数なんです、この100分の104によって現在59.28月というのが上限という形になっておりますが、今回この調整率を最終的には100分の98、92、それから87という形で100分の17が削減されるということで、これに見合う額が大体400万程度になります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第5号についての質疑を終わります。

次に、日程第7、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第7号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

この議案につきましては民生文教委員会のほうに付託を受けてる状況なんですけども、固定資産の閲覧関係の手数料が入っておりません、お尋ねいたします。

今回のこの条例の改正につきましては、まず、条文の上から2番目の第7条の第1項6号から9号までを削除ということが書いてあります。この削除した文章を見ますと、国民健康保険税の要するに申告をするときの証明書等が無料が有料になるとかということになっているようでございます。これが、そういうふうな解釈でいいのかどうかという点と、それから、一番下のほうに土地台帳の閲覧の分ということで、1件当たり300円ということが新たに明記されております。この300円というのがどおしてこういうような形になったのか、それをご説明お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

国民健康保険の分なんですけど、その分は今も無料で出しております。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

閲覧のほうの300円でございますが、近隣の市町村の金額を参考にいたしまして300円としております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

最初の国民健康保険ですけども、これ条文を見ますと、改正新旧対照表の中では手数料の減免という、次に掲げる分については手数料を免除するという項目があるわけですが、新旧対照表の中で。

その中で、第7項の中に、所得税の申告のため必要とする国民健康保険料及び国民健康保険料の納入証明というものが今回削除されてるわけですが、減免の措置から。削除されたということは、この項目がなくなるということは有料になるのかなと解釈したわけなんですけども、その辺がどうかということをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

この分は税の規則のほうに移行いたしましたので、はい。

○議長 横尾 武志君

ほかにごさいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第9号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。

この資料の10ページにありますが、きょうの行政報告の中でも、町長が環境基本計画及び環境基本条例の制定に向けて進んで行きたいというふうなことをおっしゃいました。これはもう懸案事項で、数年前からこういうようなものに進んで行かれることを望んでおりましたが、今、遠賀川流域22自治体がありますけれど、今こういう環境基本計画はもう8年、10年前からできておるところもあります。今現在、幾つの自治体がこの環境基本計画及び環境基本条例を制定してるかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

遠賀川流域、22の市町村がございます。ただ、現在私どもで把握しておりますのは中間市、遠賀町、水巻町、岡垣町の状況を把握しておりますので、その中で回答させていただきます。

まず、環境基本計画はどの中間市も岡垣町、水巻町、遠賀町も制定しております。ただし、水巻町においては環境基本条例は制定されておりませんが、残り1市2町については環境基本条例も制定されております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

平成25年 第1回 芦屋町議会定例会（第1日）

その今4つかですか言われた中で、それ以外で飯塚市は早々とやっております。そして、質問にもあるんですけど第8条に、審議会に専門部会を置くことができるというようなことがありますから、どのような部会を設置されようとしているのかということの中で、飯塚市はそういう環境基本条例の制定計画を策定されながら、ワークショップをしながら、2年、3年かけてそういう条例案ができております。

そういう意味で、ぜひそういうところも参考にさせていただけたらと思いますが、その専門部会をどのような形で進められようとしているのかということと、それから第3条に、審議会は10人以内の委員で組織しとこうあります。その中で、学識経験者、町議会議員、関係機関団体等に属する者というようなこと、その他町長が必要と認める者。芦屋町には、そういうこの環境問題について非常に実践をやられてる方いわゆる環境カウンセラーの方とか、それに類似するような人もいらっしゃるかと思います。そういうような方に呼びかけとか募集とか、町長が必要と認める者を任命されるんでしょうけど、委嘱されるんでしょうけど、公募する気があるのかどうかそういうことです。

今2点です、専門部会がどのようなことを考えられておるのか。公募するお気持ちがあるのか。その点についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは環境設置条例の第8条、専門部会のことにつきまして、これは、専門的な調査及び審議の必要を認めたとときということになっております。ですので、そのときの状況によってこの専門部会を置くというふうに考えております。

それと、審議会においては10人以内での委員の組織を考えております。この中で、述べられましたように学識経験者、町議会議員、関係機関団体等に属する者、その他町長が必要と認める者とあります。この環境基本条例をつくる中においては、町の中の多くの方の意見を聴取できるようにということを考えて委員さんを募集したいと思っておりますので、何らかのそういった団体等に所属されていらっしゃる方ということを主に選任していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

芦屋町は、海とか自然、それから文化遺産、歴史遺産、そういうものが豊富にありますし、芦

平成25年 第1回 芦屋町議会定例会（第1日）

屋町はやはり農・水産業というような形で営まれておりますけど、この環境基本計画、環境基本条例というのは、単なるごみとか水とか水質汚染とかそういうのだけじゃなくて、芦屋町の未来、芦屋町の将来性をもとにした環境基本計画というのが福岡県の基本条例でもそうですけれど、そういう意味では、この関係団体というものについてはやはり農業者の方、それから水産業の方、そしてまたそういう本当に芦屋町の、もちろん商工関係もあるでしょうけど、そういう団体の皆さんで、そして少しでもそういう環境問題に熟知されてるような方々を選出されたらどうかと思います。

私がこの審議会の内容を見てみますと、失礼な言い方かもしれないけど、充て職とか団体役員の横滑りとかそういう批判の目に町民の方々からそういう意見もあります。そういうことのないように芦屋町の将来をどう生かしていくのかという視点で行っていただければと思います。ぜひまた、公募という形でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第9号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第10号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第11号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第12号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第12号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第13号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第13号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第14号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第14号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第15号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第16号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第16号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第17号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第18号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、議案第19号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第19号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第20号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第21号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、議案第22号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

8番、小田です。いつものことながら、所管委員会外のものについてお尋ねをしたいと思えます。

補正予算書10ページ、町税の市町村たばこ税、補正額659万円増の原因がわかりましたらよろしく。

17ページ、国有提供施設等所在市町村助成交付金312万4,000円、何かこれは基地の中で新たな固定資産がふえたのかどうなのか、課税客体がふえたかどうかということをお尋ねいたします。

それから22ページ、国庫支出金の特定防衛施設周辺整備調整交付金、これにつきましては、2,500万円の増となっておりますが、根拠、増となった原因です、例えば11年の5月からブルーインパルスが芦屋に来てしておりますが、こういうことに対する国の交付金の増につながっていったのかどうなのか、そこら辺をお尋ねいたします。

それから30ページ、諸収入の雑入で、契約管財係で530万という金額が上がっておりますのでこの中身をお願いいたします。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

まず、市町村たばこ税の増額についてご説明いたします。市町村たばこ税につきましては、禁煙者がふえるというふうな見込みで当初見込んでおりましたけども、実際の売り上げのほうは通常と変わらない程度にずっと例年どおりぐらいの売り上げになってるようございまして、その分の650万の増額になっております。

以上がたばこ税の増額の件です。

それと、国有提供施設等所在市町村助成交付金ですが、こちらのほうは減額率よりも芦屋町の減額幅が小さかったために収入がふえてるということでございます。全国規模で減額はされてるんですけども、芦屋町の分はそれほど減額の率がなかったということで、当初予算よりも増額の交付金が来ております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

22ページの特定防衛施設周辺整備調整交付金でございますが、議員がおっしゃいましたブルーインパルスによるものが増額ということで回答させていただきます。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

30ページの雑入、1番下のところ契約管財係の予算的には530万、これにつきましては、昨年度の7月13日の金曜日に落雷がありまして、それに対する復旧工事の中で、この建物も共済の保険に入ってます。そのお金が520万程度入ってきたのが主な内容になります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

私も担当委員会違いますので今のうちに質問させていただきます。

まず22ページの14款6目農林水産業費国庫補助金、これ補正前はゼロで補正額1,319万と計上されてます。この中身ですが、災害廃棄物処理事業費補助金と書いてありますが、この内容は何をするための補助金なのかというのが第1点です。

もう1点、24ページ、15款県支出金の2目民生費補助金、補正額3,675万9,000円と減額されておりますが、たしか昨年9月に補正1回されたと思います。何かそのまんまの額を減額したような格好になってると思いますが、この内容は何だったのかということと、なぜ減額したのかその理由をお尋ねします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

22ページの災害廃棄物処理補助金についてご説明いたします。これは昨年の7月14日に豪雨による柏原漁港区域内にごみが漂着した被害が起こっております。それに対する国の補助金という形になります。ごみの処理費用関係になります。漁港区域の分が対象となりまして、その2分の1で1,319,000円という形で上げております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

県支出金における民生費補助金の減額の主な大きな理由でございますけども、24ページの1節の社会福祉費補助金です。ここにおいて、この枠の一番下に福岡県介護基盤緊急整備補助金というのがマイナスの2,625万円しております。これはグループホームを公募したところなんですけども、これが当初は地域密着型の選定委員会広域連合で認めておられましたけども、その後、事業者の理由によって地域密着サービスで再度審議されて指定が取り消されたということで、グループホームができなかったということで1,625万の県の補助金がなくなったことが大きな理由でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

いいですか、ほかにございませんか。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

まず歳入31ページをお願いいたします。ここに下から2番目に市町村振興協会交付金という形で4,337万7,000円計上されております。これの収入のもと先、それから支出の先、もし目的かなんかで支出するのであればその中身をお願いいたします。

それと32ページ、一番下の5目の一般会計緊急災害減災事業ということで、ここに減額補正が830万円されております。この補正前の額1,800万円は、これ昨年の6月補正で3基3カ所の橋の耐震化調査をするということで1基当たり600万円を上がって3基で1,800万円という形になってると思います。それで、今回約半分近くの830万円が減額されておりますけどもその理由がわかればよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

31ページの市町村振興協会交付金です。昨年の最終補正でもお話ししたかと思いますが、サマージャンボ宝くじの交付金、これは県に配分されてて、その基金につきましては200億近くたまってたということで、そのうちの100億程度を市町村の今の財政状況を踏まえて交付しようということで昨年度1億円寄付されました。で、今年度につきましては42億円程度の残りの配分があったんですが、均等割40%、人口割60%ということで、芦屋町には4,300万入ったという状況でございます。で、基本的には、交付申請をするときの使い道等の説明の中には福祉施策等各種教育などのところに充当したという報告で終わっております。

以上です。

起債の関係ですが、緊急防災減災事業で事業費的には予算上1,800万で、入札した結果970万ということで約半額で830万の減額というふうになってます。これは、一つについてはもう、財政と言えるのは入札結果で落ちたというのが一点あるんですが、業務の内容等につきましては所管のほうしかわかりませんので、これだけの額の減理由と言え入札結果でしかあり得ないと思いますので、中身のどうのこうのというのは都市整備のほうでしかわからないので。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

歩道橋の耐震化の設計の中で、従来、歩道橋の構造とかそういった基準がありましたけども、そういった基準を満たされてないということもございまして、あと、基礎関係なども調査がなかなか今の状況ではできないということもございまして、そういった設計内容の中から基礎の地質調査、それからそういった耐震に対するいろいろな耐震関係の内容を少し変えまして、現在ある歩道橋の補強を行うというような形に現在やろうということで、担当課としてはそういうふうの方針を決めまして、今回そういった地質調査とか耐震に関する調査業務を少し減額になりましたものですから、今回そのような形でマイナスの補正となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

都市整備課の歳出の分は52ページのほうにこう書いてあります。芦屋町歩道橋耐震化の実設計の分だと思いますけども。

それで、先ほどのお話では、当初の見積もりの段階ではその支出的なものを結構深く突き進んだ内容まで入っていたということで今回それを除いたということでございまして、仮に、地質調査が行わなければいつかの時点でそれを行うものなのか、もう今回970万でされた設計額でもう十分なのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

現在のところ、担当課としましては、現況の歩道橋を現在の基準に満たすように工事を行うとすれば現況の橋脚より上の本体部分を全て一度移設するとかそういった手法が生じてきますので、そういったことはもうできないのではないかと判断しております。また、そういうふうにしたときのほうが新規にやりかえるのに比べてわずかですが金額が上がるという結果も出ておりま

して、担当課としましては、現況の歩道橋を補強をして長寿命化を図るという形で持って行きたいと考えておりますのでこのような結果となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

29ページ、18款繰入金4目の後期高齢者特別医療会計繰入金が、補正前はゼロで今回補正で300万上がっておりますけども、この理由をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

後期高齢者医療制度が平成20年から開始されました。その当時は、そのための諸費に充てるために一般会計から300万を繰り入れしてたんですが、もう繰越金もかなりありましたので、その300万を一般会計に戻すために計上しております。その分です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第22号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、議案第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第23号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、議案第24号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第24号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第26、議案第25号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第25号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第27、議案第26号についての質疑を許します。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

辻本です。10ページ、1款学校給食事業費の1目給食事業費のところです。この業務委託料の中で地質測量設計委託、それから給食センターの新築工事設計委託、こうありますが、金額が1,400万と大きいんで変更した内容をご説明願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

計画の内容等は変更しておりませんが、入札の関係でこれが落ちたということでございます。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第26号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第28、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第27号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第29、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第28号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第30、議案第29号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第29号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第31、議案第30号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

8番、小田です。9ページ、町税の現年課税分、個人町民税の中で559万円の前年比に減額なっておりますがこれの主たる理由、恐らくまあ現年課税分だろうと思いますが、その辺の理由をお願いいたします。

それから、現年課税分の納税義務者数は何名ほどおられるのか。

それから、節2の滞納繰り越し分につきましては繰越額。

それから、徴収率についてはどうなってるのか。

それから、この滞納分の徴収対策についてお尋ねいたします。どのような考え方で徴収されているのかということです。

それから固定資産税、これの増改築された家屋等があると思いますけれども、これらの家屋の把握、どういう形で把握されて、それに対する評価がえをきちとなされておるのかどうか、そこら辺をお尋ねいたします。

22ページ、土木使用料の住宅使用料、公営住宅使用料の滞納額と徴収率、その滞納整理についてはどのような対策を立てておられるのか、この3点についてお尋ねします。

それから26ページ、国庫支出金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、前年度比615万のマイナスになっておりますがこれの根拠。

それと、5,600万の新年度予算でございますが、予定されておる対象事業についてお尋ねします。

それから51ページ、総務費の中ですけれども15款の工事請負費、浜口町有地側溝敷設工事で上がってますが、場所についてお尋ねします。

それから60ページ、賦課徴収費、賃金で滞納整理指導員賃金、一番下ですけれども、従来からこの金額は130万であったと思いますけれども、30万ほど減額で新年度予算上がってますが、これの理由。

それから114ページ、消防費、15節の工事請負費、遠賀川監視カメラ用云々となっておりますけど、これの内容についてお尋ねします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

税務課のほうから町税の9ページ、町民税の個人現年分ですが、平成25年度の予算につきましては納税義務者数を6,500名で試算しております。納税義務者数は年々わずかずつ減少はしておりますけども、税収としましては横ばいの状態が続いております。25年度の当初予算につきましては、団塊の世代の方々の退職が一段落したということで退職分離分を昨年比べて700万ほど落としております。

以上によりまして、トータルとして559万4,000円の昨年比減という数字になっております。

次に、その下の滞納繰り越し分、町民税の個人滞納繰り越し分ですが、本年度末での見込みが滞納総額としまして3,600万の見込みでございます。これに、例年20%前後の徴収率とな

っておりますので、この20%を掛けまして720万という予算を上げております。

滞納者につきましては催告はもちろんやっておりますけれども、今年度と同様に、悪質な場合には差し押さえ等の厳しい滞納処分を実施しまして徴収率を上げていきたいと考えております。

次に、同じページの固定資産税でございますが、固定資産税は1月1日で課税ということで、昨年来現地の増築、改築、新築、その辺の状況を職員が現場を見て回って適正に課税しているものでございます。

以上でございます。

失礼しました。60ページの滞納整理指導員の賃金の減額につきまして説明いたします。平成24年度は、滞納整理指導員を年間で52日という予定で予算を組んでおりました。週1回の勤務でございます。

25年度につきましては、確定申告時期など税務課の繁忙期につきましては、滞納整理指導員のほうは出勤を控えていただいて年間40日程度の出勤日に調整さしていただいております。その関係で、ちょうど100万という予算になっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは13款使用料及び手数料の土木使用料、公営住宅使用料の公営住宅使用料滞納繰り越し分についてお答えいたします。

町営住宅の徴収につきましては、現年度分からを優先して徴収するようにしておりますので、この公営住宅の滞納繰り越し分については今年度251万2,000円を予定しております。これは、昨年は261万9,000円ということで、10万7,000円調定額が落ちております。

なお徴収率については、すみません、今、現在資料を持ち合わせておりませんので後ほど回答したいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

26ページ、特定防衛施設周辺整備調整交付金でございますが、調整交付金につきましては1次交付分、それから2次交付分というのがございます。で、1次交付分につきましては前年度10%減で予算計上させていただいております。

それと、その対象事業につきましては、芦屋中学校の屋内運動場の防水工事と障害児童デイサ

ービス施設改修工事、芦屋釜の里、社会体育施設、公民館のそれぞれのトイレ改修、それから山鹿小バックネット整備、乳幼児子ども医療助成制度への積立金ということに充てていきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

51ページの15款工事請負費の浜口町有地側溝敷設工事です。場所はということなのですが、これは鶴松団地の中層4階建、昔教職員アパートと言っていました。あそこから保安林のほうに向けて砂利道があります。そのところに、雨が降ったときに水道ができて周辺住民の方に大変迷惑をかけてるということで、その部分の側溝をやるということでございます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

114ページの遠賀川監視カメラ用無線LAN設置工事の内容ということですが、これは、遠賀川河川事務所の河川情報等を直接受信できるようにするもので、河川事務所からは役場まで無線で情報が来ますので、役場内ではそれからLAN配線をしましてパソコンのほうに取り入れると。で、役場の工事で5万円上げてますのはそういったLANの配線を結ぶということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

町税の個人分についての徴収率が、22年度では22.5%、23年度は21%に下がったわけです。で、まあそういう背景の中で、先ほどの徴収指導員ですか、そういう方の勤務日数も減らせるということですが、税金というのはやっぱり町の財源の基本的なものでございますので、そこにまた、この滞納につきましては、納税義務者の公平感、公平性を図る意味からおいてもきちっとした対応をしていくべきだろうと思いますので、そのあたりは、今後もう少し充実した徴収体制をとっていただいで、滞納がふえないように努力していただければと思います。

終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。141ページと108ページ、関連しておりますので、141ページのはまゆう群生地保護整備工事1,370万円、これは、はまゆう群生地の拡張ということで二、三十%取得するというようなことを言われております。

で、それと、それに伴って愛の鐘というんですか、あそこの公園につながるはまゆう群生地の連絡路、または園路ともいうんでしょうか、それが1,800万、合わせて約3,100万の工事が予定されておるようですけど。このはまゆう群生地保護の整備工事というのは、あそこは県の文化財保護になってますし、それなりに必要性があると思いますが、この園路のために1,800万円をつくるということでしょうか、このうちの過疎債が大体どれぐらいの割合なのか。そして、あとは一般会計から出されるのかどうか、そこを聞きたいと思います。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

141ページの15節工事請負費、はまゆう群生地保護整備工事につきましては、現時点では100%過疎債の予定でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

108ページになります。はまゆう群生地保護整備工事園路・連絡路という形で、こちらにつきましても過疎債を100%入れるという形で考えております。金額につきましては、今1,810万という形になっておりますけど、海浜公園の遊具工事もありますので、丸々1,800万ではありません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

108ページの園路ということについては、町民の意向に基づいてというか、町民のほうからは、そういう拡張したはまゆう群生地から、今現在、立派な歩道があるわけですよ。それから駐車場があって、それから愛の鐘というか、あの辺の公園に行けばいいわけでしょうけど、わざわざあの山を削って舗装して工事をする必要があるのか。これにして、町民のほうからそういう園路をつくっていただきたいという要望か何かあったんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

住民からの要望というところでは特段上がっておりませんが、一応、基本設計をやる時に住民の方にご意見を、観光基本構想を策定する委員さん等にこういう園路を、はまゆう群生地 of 拡張に伴って園路をつくるという形の中でご意見をお伺いしましたが、特に反対意見等はなかったという形になっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

事前にこういう平面図を地域づくり課からいただいておりますけど、こういうふうな拡張するところの散策というところが、道の幅については車椅子とか使うということですから、それは考えられてもいいとは思んですけど、この園路の幅が、今現在、駐車場からはまゆう公園、夏井ヶ浜公園に行くあの道路、非常に広いんですけどね。こういう黒塗りしてるところの幅は同じ幅のようになっています、この図面では。これは余りにも自然を破壊する、そして……

○議長 横尾 武志君

妹川議員。それは、ちょっと話が違う。質疑は予算についての質疑。それは図面とかこれから先の委員会で論議することです。今はそういう話はやめてください。

○議員 4番 妹川 征男君

はい、わかりました。

だから、これをもう少し金額が、この道の幅をもう少し狭くすれば、こういう何百万のお金が必要ではないかなというふうに考えますけど、そういうようなご意見はなかったんですか。

○議長 横尾 武志君

そういうご意見は今から委員会に付託するから、議員さんから出ますので、職員さんが答えるあれはないでしょう。それで終わります。いいですね。

ほかにございませんか。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

まず、9ページ、先ほど小田議員も触れられたところなんですけど、固定資産税、前年度予算に比較して308万3,000円ほど増額がっております。それでお尋ねしたいのが、昨年来から浜口高浜団地の造成が終わり、家がぼつぼつ建ってるような状況でございます。それで、その部分についての固定資産税が幾らぐらい上がっているのか、それをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

今の浜口の分譲地の固定資産税のことについてご説明いたします。

家屋のほうの数字をちょっと把握しておりますので、それを報告したいと思います。浜口の分譲地のほうは、今現在24軒ほど家が建っております。この24軒が25年度の課税の対象になるわけございまして、その24軒合計で143万円の固定資産税、家屋の固定資産税がかかるようになっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

ほかもありますので、一緒にあわせていただきます。それで、25年度から143万ということは、これ新築軽減で、多分3年間は減免ということになりますと、3年後にはこれが倍額、それとあわせて、今24軒の新築があるということだから、全部で大体何軒ぐらい建てられるのか、それもあわせてお願いいたします。

それと、87ページのほうに第3目の環境衛生費の下のほう、委託料の中で航空機騒音調査業務委託するのが新規に上がっております。それでこれの目的と、調査をする場所等がわかれば、それをよろしくお願いいたします。

それから、次のページの88ページ、負担金補助及び交付金の中で補助金のところに太陽光発電システム設置補助金ということで、これ400万上がっております。これの補助内容とそれから大体件数の見込み、これをよろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

先ほどの浜口の分譲地の件でございますが、あそこの区画は40軒程度だったと思っております。はっきりした数字はわかりませんが40軒程度だったと思っております。

確かに、議員言われたように軽減がされております。3年後は正常な税額になる予定ですけども、優良住宅とかそういうものがありまして、まだ軽減が続く住宅もあります。で、評価がえもありますけども、今の状態でいきますと、この143万が3年後には190万ぐらいの収入になると。3年後になりますと、また25年中、26年中に新しく建つ家等がありますので、それプラスアルファっていうふうに考えていただけたらよろしいかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、航空機騒音の委託料のところでご説明いたします。

まず目的でございます。自衛隊の航空機練習等に含まれて防音対象地域の拡大など、町の実態を把握いたしまして、防音対象地域の拡大など国に要望するための騒音測定でございます。

それで対象の箇所ですが、町内4カ所を予定しております。1カ所、芦屋地区は競艇場の駐車場内、あと山鹿地区が山鹿小学校、花美坂公民館、江川台公民館、以上4地点でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

88ページ、太陽光発電システム設置補助金ということの説明をさせていただきます。地球温暖化防止の一環として国の制度があるため、その上乘せ分となるものです。1キロワット当たり2万円を補助で、上限が8万円、50件を見込んでおります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

それでは、最後の質問です。

先ほどの航空機騒音測定ですけれども、基本的には騒音に伴いますNHKの補助金の部分だと思っております。それで、これは自衛隊が調査すればいいんじゃないかなというような形なんです。過去に自衛隊が調査した経緯があるのかないのか。それと、もし仮に、これが数値的に何ホーン以上であれば、先ほど言ったようにNHKの補助の拡大を見込むのか、それをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

基地が調査したかどうかというのは私も記憶しておりませんが、それについては基地に確認をしたいなと思っています。

ただ、今回実施するのは、いろいろ基地対策協議会等でもご要望もあってましたので、やはり

山鹿地域の騒音というのが数字上出てこないんで。芦屋側はしてるけど、芦屋側は県がやってるんですが、それに比較するものがないというところもございましたんで、その要望に沿って山鹿地域を測定するというところで進めております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

94ページ、3の漁協管理費ですか。これ、町長の施政方針にもありましたけども、13の委託料、柏原漁港周辺産業・観光整備実施設計委託ということでございますけども、今年度実施して、次年度、もしくはその次ぐらいに本格的な工事に入るという、こういうものかと思います。この実施設計予算、通すことによって、我々議会はこの柏原の漁港の開発をオーケーしたとみなされてるということでありますけども、具体的にハードの面の整備を考えておられるのか、ご説明お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今回の柏原漁港周辺の産業・観光実施計画につきましては、現在、漁業者と観光ゾーンという形の中ですみ分けをした中で、観光客と漁業者が一体になって、そこを行き来できるような形で行いたいという形で分けをしたいというふうに思っております。現在、やはり分けがしてない中で、漁業者に対していろんな、電球を壊されたりとかいうことが起こっておりますので、そこをすみ分けした中で観光者と漁業者が共存できるような形で、すみ分けの基本設計を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

ぜひ、住民の方としっかりと話し合った上で進めていってもらいたいと思います。

それから、次のページでありますけども、96ページに商工振興費、19、負担金補助及び交付金、これ芦屋町商工会補助金に対して前年度比156万円プラスなっております。これは商工振興券の関係でふえているのかということ。

そして、その下のページ、97ページですけども、これも19、負担金補助及び交付金、この下から2行目、芦屋町観光協会事業費補助金、これが前年度比244万8,000円ふえてお

ります。実質計上が1,083万円ですけども、この増額理由をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

まず、96ページの商工会補助金につきましては、高額商品券という形の中で、去年、商工会のほうで独自で発行されて、1枚5万5,000円になる券を発行されております。それを今回につきましては3,000万増額という形の中で要望が出ておりますので、その5%分は町が補助するという形になりますので150万をプラスという形の中で今回、増となっております。そのほかは運営費で6万円ぐらいプラスになってるという状況になります。

次に、97ページの芦屋町観光協会事業費補助金がプラスの200万を超えてるという形になっておりますが、これにつきましては精霊流しで、昨年、浮きピットという、ピット8枚ほど浮かした中で精霊流しを行っております。それを今回、購入するという形の中でプラスになりますのと、前からありました既存の鉄製のピットを撤去するという費用を合わせまして240万ほど増というふうになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

最後になりますけども、またもとに戻って申し訳ございませんが、柏原漁港の周辺の観光整備のことについてでございますけど、今、港湾のほうがすごくヘドロとかたまって汚いと。結局、潮の流れを、昔は堂山が橋がかかって潮が流れていたから海がきれいだったということだったと思います。今、汚いということですので、環境整備ということも大事ですけども、まず柏原の海をきれいにしていくということも考えて、今後、施策を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第30号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第32、議案第31号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第31号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第33、議案第32号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第32号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第34、議案第33号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第33号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第35、議案第34号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第34号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第36、議案第35号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第35号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第37、議案第36号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

小田です。モーターボート競走事業会計の23ページ、日本船舶振興会交付金と競走会交付金、これについて、1号交付金、2号交付金、競走会交付金、それぞれの率をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 大長光信行君

今お尋ねの日本船舶振興会交付金並びに競走会交付金、これにつきましてはモーターボート競走法の中に規定がありまして、その規定に基づきまして回ごとの売り上げ、平均しますと14回程度になるんですが、回ごとの売り上げに対して幾ら納めなさいというのはあります。それで、今年度の売り上げ見込みが、平均をしまして1号交付金については売り上げの1.5%、それから2号交付金についても同じく1.5%、それから競走会交付金については売り上げの1.3%ということで予算計上しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

競走法の中に定められとるということでございますが、以前、これは1号、2号ともに1.3%で、競走会については1.2%としますけれども、これが変更になったということではないですかね。

○議長 横尾 武志君

事業局次長。

○競艇事業局次長 大長光信行君

ちょっと確認ですが。今、船舶振興会は1.2と言われてたんですかね。

○議長 横尾 武志君

はい、どうぞ。

○競艇事業局次長 大長光信行君

日本船舶振興会は法律の改正前は1.7、1号、2号ともに1.7。それから、競走会については5%の範囲内というふうになっておりました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第38、議案第37号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第37号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第39、議案第38号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第38号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第40、議案第39号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第39号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第41、請願第1号についての質疑を許します。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

請願第1号について、請願書の紹介議員にお尋ねいたします。

趣旨説明の中で地権者の皆様のご苦勞を、るるお話をされておりました。地権者の皆様の心を推しはかることは当然できませんが、私の、この文面からとる愚直な質問をさせていただきます。

まず初めに、福祉施設整備上の留意点に反していると知りつつ申請書類を受理したとございますが、これは何を根拠に反しているのか。また、福岡県が示す施設整備上の留意点と申請書類の受理は別のものではないかと思われます。地方自治体は、福岡県から一事業者の選定を委任され、必要な書面があれば受理するのは、事務の手續上、当然ではないかと私は推察いたしますので、お願いいたします。

また2つ目には、11月22日のプレゼン前に隣接地権者に確認すべき内容であったとあります。申請の時点での字図で確認することが自然で、どこまで調べるべきであったのかというのはちょっとわからない問題であります。聞いた話によりますと、町の選定が終わった後に不同意とする書面が町へ届けられていると私は伺っておりました。執行部として、プレゼンテーションが行われた22日以前に確認しようがないのではなかったかなと思われます。この点についてもお願いいたします。自治区の同意書も出ていると思われます。これは事業予定地の付近に住まれている住民も踏まえ、区の総意とも考えるべきではないかと思われます。自治区の同意を得ておられるというお話を聞いておりました。

3点目につきまして、意図的にA事業者を選定委員会に参加させるとありましたが、意図的というのはどのような根拠のものなのかお尋ねします。

それから4点目に、職務専念義務違反を繰り返したと文面にありますが、時間中は使用者の指揮命令に服しているわけでありまして、その職務に専念する義務を負い、使用者の許可、承認なく業務以外のことに時間を浪費することは、それこそ職務専念義務違反となるのではないかと思われます。何をもって言っておられるのか、その点についてもお尋ねいたします。

それから5点目ですが、分筆行為が脱法行為とは何を指しておられるのか。脱法行為というのは法による規制をかいくぐってと申しますか、一定の目的をなし遂げようとする行為のことをいふと思われます。分筆は民間で行われる行為であり、町が意見を言う立場になかったのではないかと私は思われます。

それから6点目、記の中に「不適切な申請書類と知りつつ協議書を受理し」とありますが、何を根拠としているのか、この6点についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

妹川です。ご質問、いろいろありがとうございました。

あしたは一般質問等で、この点については細かく質問を執行部のほうにしていきたいと思いますけれど、基本的には、いわゆる県と、それから町の中でそういう設置業者は留意事項というのがあるんですよね、それをごらんになっていますか。そして、その留意事項の中には、これは請願書には書いてませんね。資料を渡しましょう。

あした、これは皆さん方に配付する予定ですけど、25年度高齢者福祉施設等の施設整備事業者協議事項というのがあります。これはホームページで、24年度、25年度は出されてるものなんですけど、その中に2枚目に「隣接地権者の範囲は、道路や水路などを隔てた地権者も含むこと」と。これで、当然その建物が建つであろうところについては、道路や水路を隔てた地権者の同意が要るわけです。それを同意が出なかったために、正式に反対の意思表示をした人は3名いらっしゃいます。そして、同意書を出された人が2件いらっしゃいます。その中で、同意を出されたけれども、いろいろ事情、さまざまな観点から、お一人は同意しないと。

というのが、同意をされてなかった3名の方の道路を挟んだところの方ですけど、分筆して、そこが隣接地権者だということでA社は同意書をとって、しかも土地の所有者である方が隣接地主となってA社に同意書を渡し、A社は町のほうに、その同意書を渡した。いわゆるなりすましの、なりすまし地権者と、同意書だと。ということで、本来の地主さんたちは町のほうに、自分たちは隣接地主ではないのかということを行いましたけれど、副町長に、その点について説明を求めようと思いましたけど、副町長は県に行って説明を聞いてくださいと。で、担当課の課長に説明を、地主さんで行ったところ、その点については申請書がもう出ていますから、県のほうに説明を求めてくださいというような経緯の中で、昨年12月20日のほうに行ったわけです。

それで、これが脱法的行為かどうかということなんですけれど、それは建設予定地の地主さんが分筆することは何ら問題ないです。ただし、この特別養護老人ホームというのは80床ですけど、1床当たり350万円の補助金が県税から出ます。80床ですから2億8,000万円です。したがって、県はどういうふうな留意点を持ってるかといいますと、福岡県高齢者福祉施設等の整備方針というのがあります。福祉施設は、その性格上、地域住民の理解と協力を得られて初めて健全な運営が可能であること。また、補助金が税を財源とする——2億8,000万です——するものであることなどから、社会福祉施設の設置については事業者から地域住民、特に隣接地の居住者に対して説明及び情報提供が事前に十分に行われ、地域住民の理解と賛同を既に得ていることとなっていますと。そういう意味で……。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

すみません、お話し中ですが。私がこの文面から読み取って、先ほど内容を、例えば意図的にA事業者を選定委員会に参加させるという文言がありますので、その意図的ということはどういう根拠をもとに言っているのかとか。だから、この全体的な流れはあした言っていれば、質問の中でお願いいたします。私がこの文面の中で、請願書の中で、私自身が愚直に疑問に思ったことを質問してるわけですので、これに対してのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

益田議員。もう一回、短く要点だけ言ってください。

○議員 11番 益田美恵子君

11月22日のプレゼン前に隣接地権者に確認すべき内容であった。そこ、横線を引いていただけますか。

それから、意図的にA事業所を選定委員会に参加させるというところに、意図的とはどういう根拠でおっしゃってる、何を根拠におっしゃってるのかということですね。

その横のほうに、今度は職務専念義務違反を繰り返したとありますので、この点についてお尋ねしてます。

それから、その2行下ぐらいに、分筆行為が脱法行為とは何を指しているのでしょうかということですね。

それから、最後の6番目が記と書いてあります1、2、3のところですね。不適切な申請書類と知りつつ協議書を受理しとあるのが、何を根拠とされているのでしょうかというこの点について、6点についてお願いいたします。

あした、深く議論なさるのは結構で、私には簡単で結構でございますのでお願いします。

○議長 横尾 武志君

妹川議員、簡単に説明してください。どうぞ。

○議員 4番 妹川 征男君

ちょっと確認ですけど、確認することもなく無視し続け意図的という意味ですね。まず1点目、それから職務専念義務違反。

○議員 11番 益田美恵子君

意図的は3点目になりますね。

○議員 4番 妹川 征男君

脱法行為。だから、意図的という言葉と職務専念義務違反と、それから脱法行為と、それとその前に福祉整備上の留意点に反していることを知りつつ……。

○議員 11番 益田美恵子君

それと、あと2つね。11月22日のプレゼンテーションの前に隣接地権者に確認すべき内容であったとおっしゃってるのはどういうことかということ、最後に、不適切な申請書類と知りつつ協議書を受理しという、6点ですね。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、最初の、留意点に反しているという、これもですね。はい。先ほど施設設備上の留意点をちょっと読み上げましたけど、これに反しているということを地主さんは言われるわけですよ。これに書かれてあることに反しているのではないかということ。しかも、11月9日から11月22日のプレゼン前。だから、11月の21日でもいいんですけど、例えば、あそこの田屋のほうで1つ申請事業者がありましたよね。ところが、それについては前回の12月議会の一般質問の回答では、M社については地域住民の同意書がとれてなかったということなんですね。だから、それは11月9日に一応受理はしたけれども、同意書がとれてなかったから不受理にしたと。ということであれば、このA社も11月9日に受理した際に地元隣接地主の同意書がないんだから、そこで不受理をしてよかったんではないかと、すべきだったと思うわけです。それを隣接地主の3人の方に確認せずして進んでいったわけですね。そういう意味で、意図的にA事業者を選定委員に参加させると。

本来ならば、11月9日から11月21日までに分筆した字図が出てくるわけですから、その分筆した字図を見た担当課は地主に会って、「あなたのところには同意書は出ていませんが、なぜ反対なんですか」というようなことをすればよかったのではないのかと。それが今度、県のほうではそれがわかったわけです。地主さんたちは県のほうに行きました。そして、芦屋町のほうにヒアリングをされました。2月の10日です。そのことによって審査の対象にならないということがわかった。つまり、町は、県がやったように11月の9日から21日までに、その説明を、なぜ確認、地主にしなかったのかということですよ。

そして、それは脱法行為でありというのは、先ほども言いましたように、法務局では分筆することは何ら問題ないです。自分の土地を分筆することはないけれど、このような隣接地主の同意書が要るのに、そういう分筆行為をして、しかも、その分筆した土地を隣接地主として同意書をA社は自分でつくり上げ、そして町に渡したということは、町もわかっているはずですよ。それで、そういう脱法行為でありと、そしてそれを職務専念義務違反を繰り返したというふうに言わざるを得ないというふうに、地主さんの気持ちもあると思います。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

いずれにしても、今、益田議員が言われるのは、3番目、不適切な申請書類と知りつつ出した

と、この不適切な申請書類を出したことに何か根拠があるのかということ。何か、本当に不適切なことをしたのか、勝手に言いよるのかという。

○議員 4番 妹川 征男君

だから、福祉整備上の留意点に反したもの。例えば、今言ったように、本来ならば受理してはいけない内容だと思われるかどうかわかりません。地主さんたちもそう思う、自分は隣接地主と思ってる人は3人いらっしゃるわけですけど、その隣接地主の同意がないのに——なりすまし隣接地主という言葉を使ってますけど——それ自体はおかしいではありませんか。だから、それも町もわかっているはずですよ。わかっているということの中で不適切な申請書類と知りつつと、こういう言い方です。したがって、県も審査の対象ではないと、こう結論づけたわけですよ。だから、不適切な申請書類というのは、要するに本来の隣接地主の同意書がないと、それでいいかと思えますけど。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

心情的なものはすごくわかりました。ただ、私が聞いている範囲の中では、町の選定が終わった後に不同意とする書面が町へ届けられたってことを聞いておりますので、やはり不適切な申請書類が上げられたということを私が疑念を持ったわけでございますので。もう、これで終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかに。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

辻本です。この特別養護老人ホームの件につきましては、私自身の考え方っていうのは、捉え方っていうのは、この請願書の趣旨の中にありますけども、町議会という言葉が入ってますが、本来はこの特別養護老人ホームについては、これは県の施策であるということと、それに基づいて、実際、事業者が契約されていることにつきましては、事業者個々が手続をすべきというふうには私は基本的に思ってます。したがって、議会として直接的な関係はないと自分で思ってますが。

先ほど冒頭、趣旨説明の中で地権者の方々の思いというのがありました。確かに、なるほどなという部分はあります。それはよくわかりますが。今回の請願趣旨に、私もちょっと率直な意見ですよ、率直なところで私もよくわからないんですが、これを見た限りで、これは今から公に出ていきます。それで、私の一つ心配って思いがあるのは、こういった請願書を提出されるときには、提出者はそれぞれの思いがあるから、そのまま書かれると思いますが、紹介議員になられた方は、その文言が正しいのかどうかというのを確認をして出されているのかなというように、自分では

読み取ります。で、その中の一つが——正確であればそれでいいですよ。だけど、私わからないでお尋ねしますが、今も話出ました、1点がここにあります、同意書の話出ましたけども、同意書を得るための分筆行為は脱法行為であると。これって、じゃあ何の法律で何条にあるのかっていうのを、私はお尋ね、まずしたいというのが第1点。

それから、もう1点、今も益田議員の話でもありましたように、この事務手続きにつきましては、これは所管委員会では当然、盟約してもらいたいんですが、担当課ですね、行政当局は、どういった県との連絡調整をしたのかというのは確認をしていただきたいと、こう思っています。基本的にはそのところで、まずお願いしたい。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

ただいまの質問で2つ目の、県との連絡をどうしたかっていうのはどういう趣旨ですかね。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

別に妹川議員さんに言っているわけやないです。私が、これは所管委員会で今から審査されるでしょうから、その場で担当課に聞いてくださいという、当局に、その点は聞いてもらって結構だと思います。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、脱法行為的なのというところでいいですか。「脱法行為」という言葉を辞書を引けば、法律違反という意味じゃないですよ。法律違反に値するようなもの、いわゆる禁じ手を使うと。これは、昔はよく使われていた例があるんですけど、産廃処分場の場合は地域住民の了解とか、それから隣接地主の同意が要するというようなときに、山を取得したそういう事業者は、その隣接地主の同意が要するというので、日の丸分筆というのがあるんですよ。結局、分筆をして、自分とこの土地の中の4分の1か5分の1、ずうっと囲んで、それで隣接地主だということ県に出していた部分があるわけですね。それで非常に問題になりまして、今はそういうことはもうできませんが。まさに、これはそういうような形で、法律違反に値するような行為を行ったということですよ。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

しかし、言葉ではそうでしょうけど、文面に出ると、そうとれませんね。あくまで法律違反だというようにしかとれない。だから、私は先ほどから言ってますように、これは紹介議員となった人は、確実にその文言は正しいかどうかというのをを出していただかないと、これは本当にみんな公に出るわけですから、そこらあたりをお尋ねしたかったんです。これは、それでいいです。

一つ、この特別養護老人ホームっていうのは、本当に要望人数が多いんですね。だから、この多い中で、今、県のほうの受けとめ方というのはどうなのかなと私が思ってるのは、去年がありました、今年は2回目ですね。じゃあ、芦屋町で、先ほどちょっと出ました地域住民の協力が得られることとか言っていましたけど、もうこれ以上町民の理解を得られんかったら、芦屋にやらんと言われたら、本当に待ち望んでる方たちに対して申し訳ないなと思えること、情けないという気持ちも半分半分です。そこらあたりがありますので、この件につきましては所管委員会でよく審査していただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第42、発議第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第43、発議第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第44、発議第3号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

発議第3号では、2号では県のほうに申請されてますけども、3号では芦屋町に対して補助申請がされてる部分の決議書だと思っております。

それで、私がお尋ねしたいのは、ここで助成制度の創設ということでございますが、まず助成の範囲といたしますか、その辺をどういようなお考えを持たれてるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

住宅リフォームの助成制度は、それぞれの町によって助成の額が違います。10万円を助成するところもあれば、北九州などは最大60万円までの助成をするということをしています。それぞれの町で違いますので、それは住宅リフォーム制度をやるというふうになれば、それぞれの町がどのくらい助成するのか、また上限をどうするのかという、そういったものもするようになります。

例を紹介しますと、例えば苅田町でいいますと、住宅リフォーム工事に要した工事費（消費税を除く）の10分の1に相当する金額で10万円を限度とするというふうになっています。大体、一般的な市町村では10万円程度の助成となっておりますが、たしかみやこ町なんかでは、20万円以上の工事に対して、一律10万円を助成するというそういったこともやりましたので、その助成の額についてはそれぞれの自治体で論議して決めていくという、そういった方向になっていくと思います。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

全国的なレベルでいいましたら、大体10%から20%ぐらいが主な部分ですが。

話はかわりませんが、先ほど貝掛議員が質疑の中で、商工会の助成金が増額されております。それで、これにつきましては昨年度実施されました高額商品券を、今年は芦屋町の助成でやろうというような形での予算計上がされております。それで、冒頭に町長の施政方針の中で、商工会が実施します地域振興券発行事業に加え、リフォームなどに対する高額商品券発行事業の支援ということが明文化されております。それで、この商品券につきましては5万円に対しての10%、昨年の実績見ますと大体50万まで買えて55万までの商品が買えるという形のものがございます。

それで、私は、このリフォーム制度に対してちょっと疑問を持つのが、リフォームといいますと当然家屋、住宅になるわけですが、特定の業者に限るのではなかろうかと。いろんな造園屋さんとか、いろんな方々が芦屋町内におられます。それで特定の業者に偏るよりも、逆にこういうような高額商品券を充実させて、その中で応分な負担を町がしていただくというような形のものの方がいいのではないかなと思います。

それで今年は、もう既に商工会のほうでもこの高額商品券の販売は行いますし、芦屋町でもこの助成をされるようになっておりますので、今回あえて、これの必要性があるのかなという思いがしておりますので、その辺についてのご見解をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この住宅リフォーム助成制度を行うというのは、この間、今、内海議員が言いましたように芦屋町でも商品券で住宅リフォームを行うということで、それはまた一歩前進だというふうに思っています。

ただ、問題なのが、その金額自体が、先ほどの質疑の中では恐らく3,500万とか、そのぐらいの出すようなことを言われてました。それと、今言いましたように、この住宅リフォーム助成制度自体は、例えば商品券なら、その商品券を買った人が住宅リフォームをやるということになります。ところが、住宅リフォーム助成制度は業者の方が、こういった制度があるから、使って住宅改修をしませんかと言って、業者がいろんな外交と申しますか、そういったのに積極的に住民の中に出て行って仕事をとるといふ行為をやるということによって活性化ができるということになります。

それと、ちなみに300万とか500万とかそういった予算規模で、大体1.5倍から2.0倍ぐらいの波及効果があるんじゃないかというふうに言われてます。仮に100万円の住宅リフォームをやったとして、それに10万円の助成金が出た場合、そしたらその人方は、その10万円を懐に入れてから90万円で済んだというふうになるのか。それとも、当初は100万円で予定していたのが、新たに町から10万が出たら、この10万円でカーテンをやりかえろとか、家具をやりかえろとか、そういったことにもなります。

それから、これは大工とか左官屋だけではなくて、いろんな下水道とか、それからカーポートとかそういったものにもいきますんで、ただ単に工務店のための仕事というのではなくて、波及効果というのはいろんなところにも普及しているというのが、今、この住宅リフォーム助成制度を実施しているところの大きな、自治体としてもそういった波及効果があるということは認めます。そういった点で、商品券で住宅を改修させるというよりも、住宅リフォーム助成制度というのをやって業者が生き生きと仕事ができるような、そういったまちづくりをしていくということ。

それと、これは商品券でも一緒ですが、その町の業者を使って仕事をやるということでまちおこしにつながるという、そういった点で住宅リフォームは利点があって、今、多くの自治体でそういったことが急速に普及しているというふうに私は思っております。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今、確かに言われますように、この住宅リフォーム制度、建築業界のほうにもある程度の効果はあるというような話は聞いております。

ただ、逆に、ご本人さんが貯金をしておいて、その金を別な用途に使いたいという目的で貯めた。たまたま住宅リフォーム制度ができたから、そちらに回したと。確かに住宅のほうには仮に消費として流れますけども、逆に計画していたものが買わないで我慢すると。そしたらほかの部分については、当然マイナス要因が出てくるわけですよね。当初計画しているものを買わないわけですから。だから、そういうようなもので差し引きすれば、果たしてどうなのかなという思いがしとります。

それよりも、今言ったように、こういうような自分が自由に使えるようなお金を充実させたほうが、芦屋町の中で買えるわけですから、いろんな商工業者、全てに対しての応分な負担ができるということの中で、私はどちらかといえば高額商品券の充実を図るべきではないかという思いがしとります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第3号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第3号から日程第44、発議第3号までの各議案については、別紙のとおりそれぞれの委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時52分散会
